

# 平成26年第1回東大和市議会定例会会議録第4号

平成26年2月28日（金曜日）

## 出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	和地仁美君	6番	大后治雄君
7番	二宮由子君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

## 欠席議員（なし）

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	吉川和宏君

## 出席説明員（35名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	関田守男君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	広沢光政君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	石井卓之君
社会教育部長	小俣学君	行政管理課長	五十嵐孝雄君
総務管財課長	東栄一君	総務部副参事	伊野宮崇君
情報管理課長	菊地浩君	防災安全課長	鈴木俊雄君

保 育 課 長 関 田 孝 志 君  
青 少 年 課 長 中 村 修 君  
福 祉 推 進 課 長 尾 又 斉 夫 君  
障 害 福 祉 課 長 小 川 則 之 君  
環 境 課 長 町 田 誠 二 君  
産 業 振 興 課 長 乙 幡 正 喜 君  
土 木 課 長 木 村 哲 夫 君  
給 食 課 長 梶 川 義 夫 君

子 ども 生 活 部 井 上 誠 二 君  
副 参 事  
市 民 生 活 課 長 田 村 美 砂 君  
福 祉 部 副 参 事 石 川 博 隆 君  
健 康 課 長 志 村 明 子 君  
ご み 対 策 課 長 松 本 幹 男 君  
都 市 計 画 課 長 當 摩 弘 君  
学 校 教 育 課 長 岩 本 尚 史 君

## 議 事 日 程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（尾崎信夫君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、蜂須賀千雅でございます。平成26年第1回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、不審者から子供たちや市民を守る対策について。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、悪徳業者から市民を守るための施策について。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、3番といたしまして、26年第3回東大和グルメコンテストについてお伺いをいたします。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、4番といたしまして、子宮がん検診についてお伺いいたします。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上でございます。壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、不審者から子供たちや市民を守るための対策の現状についてであります。当市におきましては青色回転灯パトロールカーによる子供の見守り活動、安全安心情報サービスによる不審者情報の提供を行うとともに、防犯協会との連携や地域の自主防犯団体の育成等にも努めております。また、東大和警察署が南街地区と向原地区に子供の見守りカメラを25台設置しております。

次に、課題についてであります。課題として2点が挙げられます。1点目は、不審者の出現防止であります。これについては、東大和警察署にパトロールの強化を要請しております。2点目は、地域での見守りを強化するための自主防犯団体の育成であります。現在20団体が活動しております。

次に、今後の取り組みについてであります。まず不審者の出現防止につきましては、警察署にパトロールの強化等を引き続き要請してまいります。また、地域の自主防犯団体の組織化につきましては、防犯協会と連携して地域に組織化を働きかけ、人の目の確保、地域協働意識の向上に努めてまいります。

次に、悪徳業者から市民を守るための現状についてであります。高度情報化の進展や高齢者の孤立化などにより消費者被害も多様化、深刻化しているのが現状であります。平成24年12月に施行されました消費者教育の推進に関する法律に基づき、市では消費者が消費生活に関する知識を習得し、これらを適切な行動に結びつけられることができるよう各種啓発事業を行っているところであります。啓発事業の内容と詳細につきましては、後ほど担当部長より説明いたします。

次に、課題についてであります。悪徳業者は言葉巧みに訪問販売や電話勧誘販売など次々と新たな手口で販売を繰り返しています。新たな悪質商法についての情報収集と被害の未然防止のための啓発が課題であると考えております。

次に、今後の取り組みについてであります。平成21年度の消費者庁創設に伴い、消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談の充実や悪質商法の被害防止を目的とした啓発品の配布を行ってまいりました。消費者庁は、基金の活用期間終了後は各地方公共団体の自主財源化を求めていく方針としておりますが、基金の活用期間が終了いたしましても、消費生活相談日数の維持や消費者教育の推進を引き続き実施し、消費者行政の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、平成26年度第3回東大和グルメコンテストの現状についてであります。東大和グルメコンテスト、うまかんべえ〜祭につきましては、地域住民の交流と当市の魅力ある食文化を生かして、地域社会を活性化することを目標に開催いたします。第3回東大和グルメコンテストにつきましては、平成26年4月26日、土曜日、27日、日曜日の開催に向けて実行委員会において準備を進めております。開催場所は、昨年と同様に都立東大和南公園で実施いたします。出店団体は、自治会、市内飲食店、市民活動団体等でございます。来場者につきましては、昨年同様に3万人を想定しております。

次に、課題についてであります。過去2回のグルメコンテストにおいて4作品が入賞しており、また入賞メニューにつきましては、現在市内の7店舗で味わうことができます。しかしながら、これら4作品の知名度がまだ低いことから、いかに市民の皆様にご覧いただくかが課題であるとと考えております。

次に、今後の取り組みについてであります。3回のグルメコンテストの結果を踏まえ、“これぞ東大和！”と呼ぶにふさわしい御当地グルメの創出に努めてまいります。なお、今後の展開につきましては、実行委員会において検討していただきたいと考えております。

平成24年度の子宮がん検診の実施状況についてであります。市では国の定める基準指針に基づく20歳以上の女性市民を対象にした子宮がん検診と、国のがん検診推進事業に基づく20歳以上40歳までの5歳刻みの女性市民を対象にした子宮がん検診を実施しております。平成24年度の受診者数は、合計で1,644名となっております。定員や対象者の人数等、詳細につきましては後ほど担当部長より説明いたします。

次に、課題についてであります。がんを早期の段階で発見し、効果的な治療を受けるためには、がん検診の受診率を向上させることが重要となります。国や東京都は、子宮がん検診の受診率の目標値を50%としてお

りますが、平成22年度は国が26.4%、東京都が20.5%となっております。平成22年度の市の子宮がん検診の受診率は17.9%であり、受診率の向上が課題であると考えております。

次に、今後の取り組みについてであります。市民の皆様にご覧いただき、子宮がん検診の受診率を向上させるものと考えております。市報や市ホームページ等により、周知及び普及啓発に努めているところでありますが、個別通知に同封する受診勧奨リーフレットや未受診者への再勧奨通知などについて、さらに工夫をまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私からは2の①、市民が消費者トラブルに巻き込まれないために、市が実施している各種啓発事業について御説明いたします。

東大和市の平成25年度の消費者相談の内容を見てみますと、相談されている方のうち60歳代は36件、70歳以上が62件と相談件数218件の45%を占めております。高齢者を含めた消費者被害の未然防止のため、本市では消費生活だよりを年3回から4回発行しております。昨年12月の発行時には、排水管の点検商法による相談が増加したため、その事例とアドバイスを掲載いたしましたところでございます。また東京都と連携いたしまして、契約当事者が60歳以上としました高齢者被害特別相談を実施いたしましたところでございます。

消費者トラブル防止の啓発物品の配布といたしましては、高齢者向けの啓発物品を長寿の集いなどのイベント時に配布するなど、悪質商法の未然防止に努めているところでございます。そのほか、小中学生も消費者であるという自覚を持ち、今後、消費者トラブルに遭わないために、市内の小学6年生と中学3年生全員に啓発の冊子を配布いたしました。またピンバッジやバッグを作成し、市民の皆様それぞれに身につけていただき、消費者トラブルの意識を高めていただけるよう、さらに啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○福祉部長（吉沢寿子君） それでは、私からは4の①、平成24年度の子宮がん検診の実施状況の詳細につきましてお答えいたします。

国の定める基本指針に基づく検診は、20歳以上の女性市民を対象に市報及び市ホームページで募集を行い、定員1,400人に対し、受診者は957人となっております。国のがん検診推進事業に基づく検診は、20歳以上40歳までの5歳刻みの女性市民2,622人に対し、クーポン券を送付し、受診者数は687人となっております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきたいと思っております。

まず1番からです。不審者から子供たちや市民を守るための対策についてということで、市民と子供たちの対策を順次伺っていきたく思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

最近も市内で少し、大変大きな事件があったというふうに認識しておりますし、連日、子供たちの巻き込まれる事件のニュースなども、皆さん、目にしてる部分があると思っておりますので、今回質問させていただくに至りましたが、ここ2年以内で不審者に関するですね、東大和市内に関係する事件の件数と詳細な内容が、もしわかるようであれば教えていただけますでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 東大和警察署によりますと、市内の犯罪の総件数でございますが、平成24年度が1,068件、平成25年が938件と130件減少してございます。犯罪の主なものにつきましては、侵入窃盗、車上狙い、ひったくり、強盗、性犯罪、振り込め詐欺、自転車盗難、万引き、器物損壊などがございます。なお、

個々の事件の詳細につきましては不明でございます。警察署も、原則として情報を公開しておりません。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 不審者に対する情報や対応についての、警察のほうとの例えば具体的な連絡体制とか対応ですね、事件が発生してからどの程度で、まあ事件の内容にもよるんでしょうけれども、連絡が入る等の実際の内容等をちょっと少し教えていただいて、そのあたり御答弁いただいてもよろしいでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 不審者情報など事件に関する警察とのやりとりの関係でございますが、警察との関係で一番連絡体制がとれてるのは振り込み詐欺でございます。これについては市内で発生した場合、警察署のほうから市の防災安全課のほうに市民への注意喚起の要請があります。そこで市は要請を受けると、安全安心情報送信サービスの配信ですとか、青色回転パトロールカーによる広報などを行って、市民への注意喚起はしています。あと継続的にホームページなどでも注意喚起をしております。あと、その他の情報なんですけど、事件になりますと原則捜査情報ということになってきますので、警察のほうから特段情報提供等はございません。ですから市のほうが周辺のほうから情報を把握した時点で、安全安心情報送信サービスなどを使って、市民の方へ注意喚起してるというのが現状でございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） 警察からは基本的には情報提供は、まあ事件の内容でしょうけれども、詳細の内容がないということなんですけども、例えば近隣、今部長も、お話あったとおり、近隣であったり市民からの情報ということだというふうに思うんですけども、そのあたり警察から情報がない場合というのは、例えば奈良橋のときに強盗が、たしか議会中だったと思うんですが——あったときも、たまたまあのときは御近所で警察がすごく来てるということで、私も含めて、多分ほかの議員さんたちも連絡があったんで、何か入ったのかなということ確認ができたんですが、ただ恐らく学校のほうに連絡が遅かったのかもしれないので、私の子供も含めて事件が発生してそうたっていないにもかかわらず、普通に子供たちが下校してたということが実はあるんですけども、そのあたり警察から情報がない場合は、ほかにはどのような方法で情報をとっていらっしゃるのかを、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 事件が発生した場合、周辺の市民の方ですとか、あるいは関係機関から、警察にこんな動きがあるというような情報が入ってきますので、そうしますと早速、市のほうでは、発生したかどうかの確認をまず警察のほうに連絡を入れます。警察のほうで、事件発生ぐらいいは教えてくれますので、ただそれ以上の細かいところがなかなか捜査情報ということで情報はもらえませんので、事件があったと、概要、こういう概要のものがあったということがわかった時点で市は動いております。それから不審者情報につきましても、被害を受けたお子さんの保護者の方から学校のほうに連絡が入ります。それから学校のほうでは、警察のほうに届け出るように保護者のほうに話をしてもらって、警察に届け出たということが確認できた段階で、不審者情報なども市民の皆さんに知らせるということになっておりますので、基本的には周辺のほうから情報を把握し、その情報の精度を確認した上で情報提供してるというのが今の対応でございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） 今の点、最後、1点だけ確認したいんですけど、警察からの確認が、事件がありましたという確認がとれてからメールを流すまでの間の時間というのは、どの程度の時間が大体かかるものなのか教えていただけますでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） これはさまざまございまして、先日発生した通り魔事件といたしますか、傷害事件

ですね、これについては早い段階で市の情報が把握ができて、警察の問い合わせに対して警察も早い段階で教えてくれましたので、10分後の発生ですが、10分ぐらいで情報提供はできたかと思います。ただ、蜂須賀議員がおっしゃった奈良橋の強盗に関しましては、そういう話があってから警察のほうに確認とるのに少し手間取ったりとかしておりますので、少し遅くなったということはありません。

それから不審者情報についても、警察への届け出が遅くなりますと、その分こちらのほうの確認も遅くなりますので、どうしても時間単位での誤差が、おくれが出てくるということはありません。ですから把握ができれば速やかに対応するようにしていますが、確認に手間取ることが場合によってはございますので、その場合は遅くなってしまいうこととございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） わかりました。ありがとうございます。

そのあたりは当然過去の事例もあるでしょうし、迅速に当然対応していただいていると思いますので、引き続きそこは検証も含めてしていただきたいというふうに思いますとともに、子供のことがやっぱりありますので、ちょうど事件、奈良橋の件ばかり言って申しわけないんですけども、奈良橋の件の場合も、事件の真横を通過して子供たちが帰ってましたので、あのとき正直、大げさじゃなくて、相当電話のクレームを私いただきまして、自宅にですね。まあそれはそうかなと思うんですね。事件が起きて、お巡りさんたちがたくさんいるのを子供たちが見学しているような様子がありましたので、あのときも、なのでそういうことがちょっと少しないように、当然あのときはまだ捕まっていなかったもので、そのあたりの対応は改めて検証していただきたいということとちょっとお願いしたいというふうに思います。

あと市として不審者に対しての市民への対応についての連絡方法等の詳細を、ちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 市としまして、不審者に対する対応でございますが、市に不審者情報が入った場合につきましては、まず被害を最小限に抑えるということを優先に考えまして、市民、関係課、施設、団体等に迅速に情報提供を行っております。その後、推移いたします状況を見定めながら、関係者との情報共有を図りまして、必要に応じて市民に改めて情報提供を行います。具体的には、現在実施しております安全安心情報サービスメールを発信するとともに、青色回転灯パトロールカーによりまして、発生した地域を中心に重点的にパトロールをしているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほど市長答弁の中に、例えば今課長からお話ありましたとおり、重点的なパトロールを中心に行うというお話もいただきました。今後、何かそのような点も含めて、新しく考えられる対策などもしあれば、もう少し詳細にちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 犯罪の防止ということですが、二通りあるかと思いますが。

1つは、起きた段階でいかに速やかに市民の皆様へ情報提供できるかということだと思います。この点につきましては、現在やっています安全安心情報送信サービス、これ非常に有効だというふうに考えております。現在登録は7,800件ほどございますが、この登録件数をやはりふやしていくということが有効だというふうに考えています。実際、市のホームページのQRコードから簡単に登録できますので、登録者をできるだけふやしていきたいというふうには考えています。

あと予防という意味でいいますと、やはり不審者などが発生しにくい環境が必要かと思えます。それは、やはり地域での見守りということが重要じゃないかというふうに考えてます。そこで人の目の確保ですとか、地域の共同体の意識の向上を図るため、防犯協会などと連携して自主防犯組織の組織化あるいは団体の支援、こういったものに力を入れていきたいというふうには考えてます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほど市長の答弁の中で、自主防犯団体が20程度活動してるということでお伺いをさせていただきましたが、大体平均してその20団体、活動日数と時間とはもう恐らくばらばらだと思うんですけども、多いところでどれぐらい、少ないところでどれぐらいという程度がもしわかれば、今現在その自主防犯の団体が、現実的にこれを抑制するためにきちんと活動できてるのかということをお伺いしたく、その後で、わかる範囲でもしあれば教えていただけますでしょうか。

○防災安全課長（鈴木俊雄君） 自主防犯団体の活動の関係でございますが、現在、市が把握してるもので、先ほど市長のほうで申し上げましたが、20団体となっております。団体の支援としましては、パトロール用の帽子とか腕章、指示灯を防犯用具として貸与しておりますが、各団体では地域の防犯パトロールが主となっております。月に大体二、三回、パトロールを実施していただいているというふうに聞いてございます。

また子供の見守りカメラ、防犯カメラの管理というのを、地域安全まもり隊というので、団体をお願いしてるところでございますが、こちらにつきましても市内に25台設置してある防犯カメラを管理していただいているわけですが、警察署とともに防犯カメラの解析等、あと防犯パトロール等をしていただいているところがございます。やはり月二、三回程度の活動状況というふうに聞いてございます。

その他につきましては、防犯協会が東大和市駅前におきます見守り活動ということで、駅前の行政コーナーを拠点といたしまして、防犯パトロールのほうをしていただいているというところがございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

警察のパトロールというの、当然警察官の人数も限られてるでしょうし、やっぱり市民の皆様のこういった力も大分重要なと思うんですが、自主防犯団体の登録というのは、正直、比較的そこまで難しくはなくて、さまざまなものを貸与していただけるんですが、このあたりの団体をもう少しスキルアップさしていくようなものというのは、少し必要なんじゃないかなというふうに思うんですが、小学校のお父さんの会でも、自主防犯で月1回やってるんですが、結局その程度しかできてない部分もありますし、本当に警察と小学校区域をパトロールするというだけですので、そこに対しての何か講習があったわけでは特にありませんし、実際のところ警察のパトカーのパトロールの出動回数といっても限界があるので、こういった市民団体をもう少し成長さしていただけないかなと思うんですが、このあたりのことというのはどちらが担当で、今後どういうことが考えられるかが、もしあれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 自主防犯団体の育成、支援ってことになるかと思えます。これは防災安全課のほうで担当しております。現在もやっておりますけども、中心はやはり結成の呼びかけですとか、それから団体ができた段階で防犯グッズの貸与が中心になっております。自主防犯団体ですから、あくまで犯人を捕まえるとかそういうことは、もう当然期待できるものでもございませんし、まずは人の目を確保するためにそういう団体に活動していただくと。もし何かそこで不審なことがあれば、自分たちではなく、速やかに警察のほうに通

報してもらうということが中心になるかと思えます。回数が多いほうがやはりいいと思えます。そのほうが抑止も働きます。ただ少人数で回数を多くやるというのはやはり大変なことです。団体の構成員の数をやはりふやすことで、会員一人一人の負担を軽減しながら継続的にやってくような形をどうやったらとれるか、これが大きな課題じゃないかと思えます。

今市内の自主防犯組織で、やはり地域安全まもり隊というのが一番大きな自主防犯組織ですが、ここも80人ぐらい会員がいらっしゃいます。地区に支部も持っておりますが、この会のやはり課題が、高齢化に伴う会員の減少というのが課題だというふうに、この間、お伺いしております。新規会員の獲得がことしの目標というようなことで掲げておりますので、やはり新しい方の加入によって、会員一人一人の負担を軽くすることで継続的な活動を続けていけるような環境をつくっていくということが、団体育成をしていく上で大きな課題になっているというふうには考えてます。

以上です。

- 12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。課題も見えていると思えますので、ぜひそのあたりを少しでも進捗して進めていただき、もう少し団体数もふえて、見守る目の数がふえればというふうに思えますので、そのあたり担当部としてもぜひお願いできればというふうに思えます。

市民の側から、この後、子供のほうを聞きますが、市民の側からでもう一点だけなんですけど、防犯カメラというのは非常に効果的なものであるというふうに認識をしておりますが、新しく舩添都知事が誕生いたしましたして補正予算を組まれました。その中で、防犯カメラの補助金についてのことが少し新聞記事にありましたが、そのあたり詳細等がもし入っているのであれば教えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 総務部長（北田和雄君） 東京都の補正予算の項目の中に、通学路の防犯カメラの設置費用として約2億円が計上されたという新聞報道は承知はしております。ただ現在それ以上の情報提供がございませんので、今のところ詳細については把握はできておりません。

以上です。

- 12番（蜂須賀千雅君） わかりました。ぜひ、この防犯カメラの件も、どのような補助金になるかがわかりませんが、今言われたとおり2億円程度だというふうになっておりますので、ぜひそのあたりも情報収集を怠らず、市内にまだまだ防犯カメラが必要な場所があるというふうに認識もしておりますので、先輩議員からもそのような質問も、前回の質問の中でもありましたので、ぜひそのあたりの情報収集をしていただければというふうに思えます。よろしくお願いします。

子供の安全のほうを少しお伺いさしていただきたいというふうに思えます。よろしくお願いします。

昨今、子供の拉致で連れ去られたり、監禁であったりだとか、そのあたりのニュースは、本当に見ないときがないぐらい非常に多いなというふうに認識を私もしておりますが、現在こういった子供の連れ去り、監禁などが相次いでる状態で、例えば東京都などから対策についての連絡等が、教育委員会のほうに入っているのかどうかを、まず教えていただいてもよろしいでしょうか。

- 学校教育部長（阿部晴彦君） 全国で子供にかかわるような事件、事故などが相次いでおる状況の中で、学校教育にかかわるという場合には、東京都の教育委員会から都立学校や各市区町村の教育委員会に対しましても情報提供がございます。通知という形でございます。東大和市の教育委員会としましては、東京都の教育委員会からの通知のあるなしにかかわらず、地域の状況あるいは警察等、関連機関からの情報を踏まえまして、各

学校の校長宛てに通知文などを発出しております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

親のほうに子供の安全をどういうふうに守りたいかということでアンケートをとってる団体もありますので、その中の要望として非常に多いのが、やはりパトロールの強化であったり警察官による巡回、それから不審者情報ですね、先ほどの言われてた迅速の共有化ですね。それから、例えば下校時間の共有だったり、近隣地域のそういった団体との連携ということ望んでいる場合が非常に多くあるというふうに思っております。当たり前ですが、学校側としては子供の生命と安全を守るという観点で、それが一番であるというふうに考えて、もちろんよろしいのかどうかをお伺いしてください。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学校におきまして、子供たちが教育活動に生き生きとかわるということが重要でございます。その大前提として、子供の生命と安全が確保されているということが不可欠であると考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） それでは、前回の事件のことも含めて、未解決の事件の発生や、例えば不審者に対する情報の際の学校の対応の詳細を少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 各学校では、学校の状況を踏まえまして校長が教育委員会と連携を図りながら対応を決定しているところでございます。各学校の対応が決定次第、校長名で御家庭のほうに知らせを出したり、メールや緊急連絡網で周知をしているということがございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

この間の南街の事件に関しては、今参事、お話あったとおりの対応で、非常に迅速な対応をしていただいたと私も認識しております。

それで、子供たちを守る観点ということで、学校の建物のセキュリティーの部分でちょっとお伺いをさせていただきたいと思いますが、まず学校の校門の管理の現状はどのようになっているかを教えていただけますでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 校門に関しましては、原則的には閉じるということを徹底しております。それから、その周りの安全の確保ということで、学校にいる内部職員が定期的に回っていることもございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ただ、完全な施錠ではないですよ、基本的には。恐らくいろんな方が出入りするんでしょし、それからPTAの方も平日の昼間、出入りするんであろうから、鍵がかかってたりというところまではいってないということの認識でよろしいですかね。

○学校教育部参事（石井卓之君） 今現在、完全なる施錠ということではございません。ただ、逆に言うと地域の方が入ってくださることによって、人の目が防犯に役立つということもございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） そうですね。例えば小学校などでは、誰でも行きやすく、親しみやすい場所ということで、それで防犯が徹底されるという面もありますので、そのあたりは間違っていないのかなというふうには思いますが、当然必要性の低い門であったり——ところは当然常時閉鎖してるなどの対応はされてるという

ふうには認識はしておりますし、また学校ごとに建物の形が違ったり、それから周りの樹木だったり、壁だったりフェンスだったり、形が全部違いますので、学校内で例えばこういうところが危ないんでないかとか、そういったところの防犯上の弱点みたいなものというのは、当然学校ごとに把握をされているのかということをお伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 学校への出入り、そういう面では校門は常に施錠してあるわけではございませんが、小学校におきましては防犯カメラを設置しております。また出入り口としては、職員、教員の目が行き届きやすいような状況にしているということもございます。また各小学校でございますけれども、スクールガードリーダーによる点検、実際に学校の防犯の視点で不備がないか、不備があればどういう対応をしたらよいかということも点検をして、学校のほう、また教育委員会のほうで情報共有し、適宜必要な措置を迅速にとるようにしております。その中には、例えば学校の樹木が伸びていて死角ができやすいなどの御指摘があった場合にはすぐさま対応するとか、あるいはさすまた等の取り扱いがすぐに行えるかどうか、そういうものについての視点も踏まえていろいろな御指摘をいただき、改善をしているところでございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

この間の南街の事件のときの各学校の施錠の状態をお聞きしたいんですが、あのような事件で、しばらく犯人が捕まってないという状態であると、あのときの校門は鍵をかけて入れないようにしたのか、それとも通常どおりの形で、例えば先生を立たすなどの対応をされたのか、そのあたりをもしわかれば教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** この間の非常に近い学校に関しましてなんですが、学校全体を施錠したという学校があります。それから、教員がすぐに校内を分担をして巡回をしたという学校もございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** 当然、じゃ今お話ありましたとおり、あれだけの殺傷——ああいう事件であれば、恐らく一番近い小中学校に関しては施錠したということだと思いますね、今答弁の話だと。これは全校そのような対応をしたのか、それとも少し遠いところはしなかったのか等、もしその辺の判断基準があるのであれば教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 基本的には保護者、地域の協力も得ながら進めているところでありますが、最終的に全ての学校が同じ対応ということではなく、それぞれの学校の状況も違いますので、校長が判断をして対応しているところでございます。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

あのぐらゐの事件であれば、当然市内の学校全て、恐らく南街の二小と二中あたりは施錠してたのかなというふうには思うんですが、どこに逃げたかわかりませんので、当然子供たちの安全を考えて全て施錠という方法をとっていただきたかったなというふうなことが少しありますので、そのあたり今後課題があれば教えていただきたいのが一つと、それから万が一、学校内に不審者が侵入したとき、どういうふうに対応するのかを、例えばどの先生に尋ねても、皆さん同じように明快に答えられる状態が先生方の間ではあるのかどうかを教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 今回の事件を受けまして、その後の学校の対応については、校長を通して聞

き取ったところでございます。そして、課題は確かにございますので、また今後、校長会を通しまして検討してまいりたいと思っております。

それから、各学校の不審者が侵入の場合の対応ですが、これは大教大、大阪教育大附属のあの事件以降、各学校は対応マニュアルというものを作成しております。年1回、不審者対応とか、いろんな場合の対応については訓練をしておりますが、今のお尋ねのような形で誰に聞いてもというところで、もしかすると、ここまで把握をしておりますので、また改めて校長会を通してしっかりと確認をしていきたいと思っております。

以上でございます。

- 12番（蜂須賀千雅君） ぜひ、年1回だと大分少ないと思っておりますので、実際、まあ少し若い先生も含めて、若くなくてもある程度の先生方に伺ったことがある方から伺ったんですが、少し対応の回答にばらつきがあるようなこともありましたし、その辺このように不審者の情報と、全国でこういう事件が当然起きていけば、東大和は関係ないというふうな認識は当然持っていないと思っておりますので、自分たちの学校に置きかえてということで、改めて学校の校長を通じて先生方にこのような不審者の対応をどうするかということを、改めて再認識していただく機会をぜひ設けていただけるように、このあたりは要望したいというふうに思います。

それから、集団下校の対応について少しお聞かせください。

こういった事件が起きたときの集団下校に関する判断基準と決定者、それから判断に要する時間等の詳細を教えていただきたいというふうに思います。

- 学校教育部参事（石井卓之君） 集団下校の実施に関しましては、市内一斉の場合には教育委員会が判断をしているところでございます。それから、各学校が必要に応じて実施する場合においては校長の判断となっております。ただ、どちらの場合も、やはり子供の安全確保を第一に据えまして、事件や事故の内容、それから発生場所を勘案しましてきちんと判断をしているところでございます。また警察署等からの情報を得ながら、まず事実関係を明確にした上で、最大限迅速に対応してるところでございます。

以上でございます。

- 12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

事件や事故の内容を、発生場所等を勘案して判断ということで今御答弁いただきましたが、先ほど奈良橋の例は、連絡が遅くなったということが恐らくあったので、学校におりるまでも間に合わなかったのかなというふうに思いますが、最近、漫画喫茶のほうでも強盗が入ったと思うんですが、あのときの対応は集団下校にしたのかしてないのか、それではなかったらしなかった理由をちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

- 学校教育部参事（石井卓之君） 漫画喫茶の件に関しましては、今回、集団下校等はしておりません。事件の概要をこちらが把握して対応するまで、確かに時間がかかったこともございますし、あと子供への影響ということが、この殺傷事件に比べると低いこともありましたので、情報はもちろん各学校に流しておりますが、市内一斉という形はとってございません。

以上でございます。

- 12番（蜂須賀千雅君） あの奈良橋のやつは、あれは強盗だと、お金をとって逃げたということだと思いますね、早朝に。奈良橋の事件は、刃物を持って刺したということですが、お金を強奪して逃げたということですが、犯罪の種類は違うにしろ、当然強盗に入るぐらいですから、刃物等は持って、当然犯罪を執行してるんでしょうから、少し集団下校の判断をするというのというのは、いろいろ大分影響があるものなのか、親の側からすると、基本的に子供のことを考えたら、やはり迅速に集団下校に切りかえていただきたいという声が多

いんですが、そのあたりというのはなかなか、よほどのことがないと集団下校という対応というのは、現場というのとれないものなのかどうか、それともとることによって、そういうさまざまなほかの影響があるからなかなかとれないのか、そのあたりというのをもし判断があれば教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** やはり一斉集団下校というのは、働いている今の保護者の方も非常に多いということで、安易にはやはりなかなかできない状況もございます。それから今回の件でもそうなんです、下校させずに学校にとめ置いてる子供もかなりおります。保護者の方が引き取りに来るまでは学校でということもありますので、慎重に、もちろん子供の安全を最大限に考えながら判断をしているところでございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。集団下校に関してはわかりました。

それで、例えば集団下校をさせて、家庭にお帰しすることができたということがあったにもかかわらず、事件は未解決だと。しかし、子供たちは学校に帰って、児童館等に遊びに行ってしまうなど、子供たちの対応が不十分だと余り、集団下校させた後、子供たちの当然生命を考えて集団下校させて親御さんのもとに帰したというふうに認識をするのですが、その後、児童館等に遊びに行ってしまうは、少し余り意味がないのかなと思うんですが、学校と家庭の対応というのは、そのあたりはどのように家庭に対してお伝えをしてるのか。また教育委員会として、そのあたり家庭にはどのような対応を、本来であればしていただきたいのかを教えてくださいませんか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 今回、集団下校を行う前には、校長を通しまして帰宅後はできるだけ外出を控えるということは指導しておりますが、何分にもなかなかまだ徹底できないところはございます。今後なんです、やはり保護者会を通して、改めて今回の事件を事例としまして、学校から帰った後の対応についてはしっかり指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 学校では、帰宅後はできるだけ外出を控えるというふうなお話があったということでございますけども、それでも児童館のほうに来てしまうお子さん、いらっしゃいました。そこは未解決でございましたので、学童と同様にお迎えに来ていただくということで、多少の時間延長はしたんですけれども、19時ぐらまでは皆さんお迎えに来ていただいたということで、今後もこういう場合には、このような対応をしたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

学童とそのような対応をしていただいたということは、本当にありがたいというふうに思います。ただ、学校側としても、非常に危険な事件であるというふうな認識をして集団下校した場合は、今回そのような事例ができましたので、ぜひ保護者会等を通じて、やっぱりせっかく集団下校させてるのに、大分児童館に子供たちは遊び行っちゃってますので、あれだと、当然学校側とすれば、親元に帰したので、だからいいということではないと当然思いますので、そのあたり子供たちのことですから、ぜひ保護者会等を通じて、一番近々の保護者会等でちょっとお話ししていただく機会をつくっていただければというふうに思いますので、それは要望させていただきますので、ぜひそのあたりはよろしく願いできればというふうに思います。

それから、子供たちの指導内容を少しお伺いしたいのですが、よく子供たちにも、ほかの市町村によっては、例えばこういったことで身の安全を守る方法のですね、子供たちに教える時間をつくって、ランドセルを素早く、早くおろして逃げるような練習をしたりだとか、実際防犯ブザーを鳴らしてみる訓練だとか、それからふ

だん出さないような大きな声を練習をしてみるだとか、そういったところをやってるところも当然あります。そのあたりは東大和市としては、子供たち自身にどのような安全教育をされてるのかを教えてもらいたいのが1つと、それから子供たちに自分たちの通学路の安全マップをつくらせる中で、この道が危ないだとか、それからこの道は安全だという認識をさせるという教育をしてるところもありますが、私の認識不足かもしれませんので、このあたり、この2つを含めて東大和市で行っている子供たちの安全教育を少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 今お話があったとおりの、やはり子供みずからが自分の安全を守るということは、これはとても大事な教育だと考えております。各学校では、「いかのおすし」で実は標語があつて、これはどこの学校にも張つてあると思うんですが、知らない人に声をかけられてもついていけないとか、そういうことをまず標語にしまして対応しているところがございます。それから自分自身の身の守り方については、各学校それぞれ年間計画の中で計画的に進めているところがございます。

あともう一つ、地域安全マップの作成、これは確かに有効だと考えております。ただ、学校で必ず毎年やっているというわけではなくて、やはりそのときの状況に応じながらついたり、それからまたそれを活用したりということで、一斉の指導ではございませんが、状況に応じて取り組んでいるところがございます。

以上でございます。

○**議長（尾崎信夫君）** ここで10分間休憩いたします。

午前10時24分 休憩

---

午前10時34分 開議

○**議長（尾崎信夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

安全マップはとてもいいものだというので、今、石井さんのほうもお話ありましたが、安全マップづくりはとてもいいので、こういう南街の件がありましたものですから、ぜひちょっと取り組むように、全校でそのあたりお願いしていただければというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 安全マップづくりは、実は子供たちが地域の保護者の方と一緒に、その場所を歩きながら、やっぱり大人の目と子供の目を合わせて、みずからマップをつくっていくということに意義があると思っております。今後もまた地域の協力も得ながら校長を通して、マップづくりについては、やっている学校はもうありますので、さらに進めていけるように校長会を通して依頼をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○**12番（蜂須賀千雅君）** あと最後に、もう一回、セキュリティーのオートロックの件をちょっとお伺いをしたいのですが、あの事件があつた日のこととお伺いをさせていただければと思いますが、保育園のほうのですね、狭山保育園さんのほうは私もよく知つてまして、あれは磁石なのかな、ボタン一つでロックがかかるようなものがたしかあつたと思うんですが、狭山保育園のことも含めて、あの事件のときの市内の保育園のセキュリティーの状況がどうだったであつたのかということをお話していただきたいのと、狭山保育園に入っているあのセキュリティーの機械はいかほどするのか、もしわかれれば少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 当時の対応としましては、各園のほうには施錠し、外遊び等は控えてほしいという

ことで、各園とも施錠の状態という状況でございました。また狭山保育園の電子錠につきましては、21年度に施行しまして、48万円程度だったと思われまます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 学童クラブのほうは、あのときはどのようなセキュリティーの対応だったのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 学童クラブにつきましては、6園のほうが複合館になっておりますので、複合館につきましてはセキュリティーじゃなく、一般の方も来園されますので、そのままになっております。単独校につきましては、やはり外遊びは禁止をいたしまして、施錠のほうも室内で施錠するような形で対応したところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 児童館のほうは、確かに複合館のほうはありますので、ただああいふ事件があつて未解決の場合は、臨時的にでも入り口に例えば椅子を置いていただいて先生にいてもらうなどの対応というのは、もし今回してたら、そのような、少し教えていただければということと、今後このような事件が起きた場合には、そういった対応ができるものなのかどうか、また考えられるのかどうかだけ教えていただけますでしょうか。

○青少年課長（中村 修君） 今後の対応につきましては、検討して、できる範囲でそういう形をとりたいと思っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） よろしくお願ひします。

最後、ごめんなさい、学校に改めてお伺ひしますが、今後あのような事件があつた場合は、恐らく各学校、電子錠のような形はセットされてないというふうに認識はしておるのですが、もしあるのであれば私の認識不足ですから、そのあたり教えていただきたいのと、実際のところは南街の事件のときには、注意と見回りはできたんだけど、入り口での不審者の侵入を防ぐような対応までは、全校はできなかつたのかどうかだけ教えていただけますでしょうか。できてたらできたく構いません。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学校の施設の状況といたしましては、オートロックというのは現状設置がない状況でございます。また今回の南街での事件に当たりましては、情報をいただいてから速やかに各学校のほうにも注意喚起を促しました。そういうことで、先ほどの説明と重複するのもございますけれども、校内におきましても職員、教職員が分担して見回りをしていたりとか、あとは比較的近い学校におきましては施錠などもしたということの対応をしております。今後もその事故、事件の内容等を踏まえまして、より適切な対応を心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

少し答えづらそうにしてらっしゃるので、恐らくなかなか、今回の反省をぜひ生かしていただいて、先ほど保育園のと児童館のほうでお話をしましたが、入り口にセキュリティーの施錠がないのであれば、やっぱりもう事件が解決してない以上、先生方の人員のこともあるでしょうが、子供たちのことを考えたら、閉鎖できるところは閉鎖をして、閉鎖できないところは椅子を置いて先生にいてもらうというような対応を、今後はしていただくという方法しかないと思いますので、ほかにももちろんセキュリティーの施錠を導入できるのであれば、

それが一番いいと思うんですが、先ほど狭山保育園の件でも約50万円近くしてしますので、なかなか全校というわけにはいかないと思うんですが、そのあたり、もう余りこれ以上は聞きませんので、今回の反省を、もしあれば生かしていただいて、ぜひ御対応いただきたいというふうに思いますので、最後、教育長、一言、今後の対応をいただければというふうに思います。

○**教育長（真如昌美君）** このところ東大和でたびたびと同様の事件が続いておりますので、これを機にもう一度こういった事件、対応について確認をしてみたいと思います。その中で、事故後、校門に対して施錠するだとか、そういったことも含めて、もう一度可能性を探りながら対応の仕方をはっきりさしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○**1 2 番（蜂須賀千雅君）** ぜひ、よろしくお願いします。

多くの子供たちは、親御さんから預かって学校には来ておりますので、その辺を改めて、また先生方も対応が皆さん一貫して同じ回答が出るように、いま一度、もう一度確認をしていただく作業が必要だと思いますので、そのあたりぜひ教育長のほうからも、学校、校長先生方のほうに、そのあたりを改めてお伝えをしていただきたいと思ひますし、恐らく親御さんからも、ああいう事件があった後だと、ふと担任の先生も聞かれることもあると思ひますので、ぜひそのあたりいま一度確認し合っていたきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

次、2番です。悪徳業者の関係に移りたいというふうに思ひます。

悪徳業者におけるここ2年程度の東大和の被害状況、被害金額、それから年齢区分を改めて詳細がわかれば教えていただきたいというふうに思ひます。お願ひいたします。

○**市民生活課長（田村美砂君）** 平成24年度に東大和市の消費生活相談に寄せられたもののうち、いわゆる詐欺に分類される相談件数は15件ございました。事例といたしましては、ファンド型投資商品の契約で、後日返金する、紹介料が入るなどと言われ、名義を貸す形で契約をして被害に遭ったものや、インターネット通販でブランドのバッグや靴を注文して、お金を振り込んだけれども、商品が届かない、連絡もとれないなどといった被害の相談を受けたところでございます。15件の被害総額といたしましては、3,900万円ほどとなっております。年齢区分といたしましては、10代が2人、20代が2人、30代が2人、40代が5人、60代が1人、70代が2人、80代がお1人でした。

また、25年度は、現段階での集計でございますけれども、同じく詐欺に分類される相談は12件ほどでした。事例では、健康食品を送ると電話があり、覚えがないが代金を払い、受け取ってしまったものや、出会い系サイトにより異性とのメール交換で収入になると言われ、利用料をだましとられたものなどの被害の相談を受けたところでございます。12件の被害総額といたしましては、650万円ほどの被害総額となっております。年齢区分といたしましては、20代が2人、30代が3人、60代が1人、70代が4人、80代がお2人でした。

以上でございます。

○**1 2 番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。詳細な情報をいただきまして、ありがとうございます。

あとほかにも、例えばさまざまな悪徳業者による詐欺まがいな事件が全国的にも多く見られておりますが、どのような手口があるか。たくさん私も調べた中ではあるんですが、最近目立った手口があれば、そのあたりちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 平成25年の6月に消費者庁で発行しました消費者白書によりますと、平成24年度に全国消費生活情報ネットワークシステム、「PIO-NET」と言われているものですが、そちらに寄せられた相談のうち、今議員がおっしゃられましたように幾つも商法の形がございませうけれども、トラブルが特に発生しやすい商法の例といたしましては、点検商法としまして、布団のダニの点検に来たですとか、無料耐震診断をしてあげるなどと言いまして、商品、サービスの販売が目的であることも告げずに、消費者の自宅を訪問したり、またそのような事実がないにもかかわらず、このままでは危ないなどと消費者の不安をあおる等いたしまして、商品の販売や工事の契約をする商法、それから値上がりが確実、必ずもうかるなどと利殖になることを強調し、投資や出資を勧誘する利殖商法などがございませう。ほかにも劇場型勧誘、サクラサイト商法などさまざまな手口が見受けられるところございませう。

以上ございませう。

○12番（蜂須賀千雅君） 市の相談件数と相談内容の詳細、それから対応をちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 平成24年度と平成25年度について申し上げます。

平成24年度に、東大和市の消費生活相談に寄せられました相談件数は233件で、70代以上の方の相談が61件と最も多く、全体の4分の1を占めてございませう。内容につきましては、詐欺的な取引が多く、金融商品の買い取りをかたった劇場型販売で、現金受け渡し型の高額な被害があり、二次被害も発生したところございませう。また、出会い系のサクラサイトの被害も複数ございませう。携帯やパソコンで無料サイトを利用しようと思いきりクリックしたら会員登録となり、利用請求画面が張りつく不当請求の相談も多く寄せられたところございませう。

平成25年度の2月までの相談件数は218件で、こちらもやはり70歳代以上の方の相談は62件ございませう。内容につきましては、高齢者からの住宅などのリフォーム関係の御相談、それから詐欺的な金融商品、健康食品の送りつけなどの相談が寄せられているところございませう。

25年度の相談への対応についてございませうが、まず住宅のリフォーム等に関する相談で、実際に契約をしてしまった相談につきましては、訪問販売による契約の場合はクーリングオフができることを説明し、悪質なものにつきましては消費生活相談員のほうであっせんを行いました。また契約前で相談があったものにつきましては、必要のないものにつきましてははっきりと断ることや、ドアをあけずにインターホン越しに対応すること等の助言をしたところございませう。

また詐欺的な金融商品につきましては、契約前の相談でございませうので、同種の相談事例を情報提供いたしまして、巧妙な話には乗らないよう注意を促しました。

健康食品の送りつけにつきましては、実際に商品を受け取ってしまった場合の御相談もありましたので、そちらにつきましては同種相談事例の情報提供とクーリングオフの方法を説明をいたしました。またクーリングオフを妨害する悪質な業者につきましては、消費生活相談員のほうであっせんを行いました。また商品を受け取る前に相談があったものにつきましては、購入した覚えのないものについては、業者から連絡があった場合には購入してない旨を明確に伝えることや、万が一、送りつけられてしまった場合には受け取らないこと。また、その際には業者名、所在地、連絡先等のメモをとっておくことなどをアドバイスいたしました。

以上ございませう。

○12番（蜂須賀千雅君） 本当に詳細な説明をいただきまして、ありがとうございます。

部長のほうで先ほど答弁いただいたんですが、60歳代の件数と70歳代の件数が、全体の約半分ぐらいの消費者相談があると。やっぱり当然商品を送りつける等の詐欺被害もあれば、大半が電話による悪質商法というものが非常に多いというふうに向っていますので、警察のほうで一部迷惑電話を防止できるものを貸し出しをしているということをお伺いしているのですが、このあたりの詳細、教えていただきたいのと、それが1つと、高齢者の方、この迷惑電話を設置することで、この悪徳業者からのこういった電話に対するものに関しては、ほとんど防げるというふうには認識をしておりますが、このあたり実際、市のほうで、この迷惑電話の購入をして市民に貸し出す等の対応も含めて、この迷惑電話のですね、もう少し告知をしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うのですが、そのあたりの今後のお考えがもしあれば教えていただけますでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 蜂須賀議員おっしゃるように、市では迷惑電話、貸し出し等のような制度はございませんけれども、今年度、平成25年度ですね、警察署のほうで振り込め詐欺等を防止する振り込め詐欺見張隊という録音機ですかね、これを貸し出すような制度を開始いたしまして、警察のほうからも市報でも周知してほしいということで、昨年夏に市報の1面で周知したところでございます。これには、これから会話を録音しますというのがまずかかるそうで、これも警察官が設置をしてくれるというところで、無料だということでございます。担当の中では、消費者相談の中でも、こういうものがございますよというところで、そのためには、6件ほど御紹介して設置につながったのではないかなと思っております。来年度もやるようでございますので、これにつきましては広報を、依頼ございましたら、また積極的に広報していきたいというふうに思っております。

それから、いろんな会社、電話会社で迷惑電話のチェッカーの無料モニターとか、そんな募集なんていうのも、御案内とかも来ておりますので、その辺、情報をいっぱい収集いたしまして、採用できるようなものにつきましては検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

課長に大分詳細に御説明いただいた内容も含めて、どうしても高齢者の方、60歳、70歳以上の方が、被害に遭ってる方が多いので、シニアクラブ、老人クラブですね、うちの場合は老人クラブと言いますが、老人クラブのほう主催で、少しくこういう講座を積極的にやっていただければどうかということと、それからこの貸し出し電話の件は知らない人が多分ほとんどだと思います。知ってれば、ひとり暮らしの高齢者もたくさん今いますので、設置してほしいという要望は大分これは出ると思うんですね。このあたり、ぜひ要望として出さしていただきたいので、御検討いただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 講座につきましては、来年度、消費者講座、これから決めるんですけれども、その中で実施してもいいのかなというふうに思いますし、出前講座もございますので、こちらからもいかがですかというふうなお声がけもしていくことは可能かなというふうに思っております。

それから警察のほうの録音機ですかね、これにつきましてはまだあるようですけれども、数台ですと非常に、広報されても困るなんていうふうな話があるかと思っておりますので、この辺ちょっと来年度も予算的に措置するかということも確認いたしまして、十分多くの方が来ていただけるのに耐えられるだけの数量が確保できるということであれば、昨年夏と同様に、また大きく広報していきたいというふうには考えたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） わかりました。そのあたり、ぜひよろしくをお願いします。

あと最後、1点だけ。排水管の点検の商法の件があったと思うんですが、1カ月ぐらい前、またうちのほうにも入ってたんですが、あれ自体は、よく聞かれるんですが、あれは実際合法なのか違法なのか、どっちなんですかね、あれ自体は。しょっちゅう排水管の点検のやつは、恐らく皆さんのところにも投げ込みチラシというのがたくさん、恐らく見たことがある方が多いと思うんですが、あれは違法なのか違法でないのか、どっちなのかをちょっと、私も的確に答えられなくて、そのあたり市としてはどういう認識をされているのかを、最後教えていただいてもよろしいでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 突然見ず知らずの業者が、点検に来ましたと来ても、お話のような点検商法の可能性が高いというところでございまして、特定の商取引法では、はっきり告げなければ違法だということなどがあるように思いますので、疑問を感じたら、やはりそちらの話に乗らないということが大事なのかなど。やはり自分のところで、不安を感じたら自分のほうで発注していくというような姿勢をとっていくのが大事なのかなというところでございます。消費生活だよりの中でも、排水管の点検商法に御注意ということで、4ページのうち1ページを使って広報しておりますので、またこれにつきましてはいまだに多いというふうなこともお聞きしておりますので、次回の発行のときにはまた検討したいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） わかりました。ぜひ、そのあたり機会を通じて、高齢者の方にそのあたりも、新しいものだと思いますので、お伝えできる機会を市側から提供していただいて取り組んでいただけるよう、また先ほどの迷惑電話の件も改めて確認をしていただいて、台数があるのであれば、あれはすごく的確に防げますので、多くの方に利用していただきたいというふうに思いますので、そのあたりの情報提供をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

悪徳業者は終わります。

3番のグルメコンテストについてお伺いします。

きのうの代表質問の中で、大分詳細内容とか、取り組み等はお伺いできましたので、数点だけお伺いしたいと思いますが、第1回をやるときに当たって、そのときも当時の課長と部長に質問した経緯がありますが、第1回を開催した際に、3回同じものをして御当地グルメ候補を出し、それで最後にグランドチャンピオン大会を開催したいということが、第1回目のときはたしか担当のほうからもそのような御答弁があったというふうに認識しておりますが、最近その話をすると、常に実行委員会で検討していきたいということで、少しトーンが下がっているのですが、そのあたり今回の第3回を踏まえて、最終的にどのような経過をもってして御当地グルメを決めていくのか、全て実行委員会と言う前に、当然第1回目を市長の肝いりで初めましたので、市長の思いもあると思うんですね。そのあたりを担当としてはどのように把握をされて、この3回が終了した後、最終的にどのような方法でつなげていくのかということをお教えていただいてもよろしいでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 東大和グルメコンテスト、うまかんべえ～祭につきましては、第1回のときに、議員からお話がありましたように、御答弁をさしていただいたということは認識してございます。しかしながら2回を終えた段階で、議員も御承知かと思いますが、1回目と2回目って、3位までに入った商品が重なっているものをございまして、結果としては現在4食品という状況になっております。そういったことで、今回、

第3回目を開催するに当たりましては、過去2回に3位までに入賞された食品に関しましては、特別出展というふうな形にちょっとシフトがえをさせていただいて、できましたら食数をふやしていきたいというふうな対策をとらせていただいているところでございます。そのようなことから、ちょっと若干、私どもとしても、その食数が今回もどれだけになってくるかというのがちょっと見えないところもございますので、そういったところで議員のお話からすると、若干トーンが下がっているというお話でございますが、その状況を見定めながら決定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

第1回目、始まって、第2回、今回、第3回、例えばほかの市でも、こういった取り組みはされていますが、当然その御当地グルメを決めるときは、1回、2回、3回と、もうやればやるほど盛り上がり、最後の大会は本当に全市的にすごく盛り上がるという流れができるんですが、若干少し弱まっているのかなというのは、少し感じますので、せっかくのあれだけ来ていただけるイベントですので、部長のほうは市長ともお話をされてると思いますので、期待されてる方も多くある事業ですので、そのあたり、せっかくやるんですから、いいものをやれて、いいものを最後、御当地グルメとして創出できるような大会にもつなげていけるように、改めてそのあたりを御検討いただきたいと思いますので、よろしいでしょうか、お願いいたします。

グルメに関しては以上でございます。

最後、子宮頸がんの関係について数点お伺いして終わりたいと思います。子宮がん検診についてお伺いしたいと思います。

子宮がんは、子宮頸がんが20歳代後半から30歳代前半に多いのに対し、子宮体部がんは50歳から60歳に多いがんです。また年齢に関係なく、最近、今までは50歳から60歳に多いと言われてた子宮体部がんのほうに関してのことをお伺いしたくて、今回質問をさせていただきました。

現状、東大和市の子宮がん検診の先ほど人数はお伺いしましたが、子宮体部がんが多くなっていく年齢区分である50歳以上の方の受診の人数等、もし把握されてわかってるようでしたら教えていただいてもよろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 東大和市における50歳以上の方の受診率でございますけれども、一応統計上、5歳区分刻みのほうで統計のほうをとっております。そのうち50歳以上の方は、50から54歳の方で、平成22年度が最新の情報になりますが、全国の統計で出している情報になりますけれども、1,433人の方に対して106人、55歳から59歳が1,648人の方に対して126人、60から64歳までの方が2,041人に対して177人、65歳から69歳までの方が1,973人に対して157人、70から74歳までの方が1,691人に対して103人、75から79歳までの方が2,665人に対して35人、80歳以上の方がお二人の受診という形になってございます。

また、がん検診推進事業によりますクーポンについてですけども、こちらのほうは各5歳刻みの方に対して行っておるものでございます。がん検診推進事業に関しましては、20歳から40歳までの5歳刻みの方に対して行っているものであることから、50歳以上の方に関しての受診という形では統計のほうはとっておりません。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 年齢区分に応じた検診を、特に子宮体部がんに関しての検診費用を、うちの市は26市中、たしか大分十幾つの市が子宮頸がん検診を受けに行き、それでお医者さんの問診等の中で、例えば不正

出血が見られるだとか、そのあたりの項目をお伝えをし、そうすると医者によって、じゃ子宮体部がんの検査をしましょうということになれば、その後の費用も出しておる自治体が多くあるというふうに認識をしておりますが、そのあたり26市町村中、幾つの自治体が、自治体として無料でやっけるのかを簡潔に教えていただければというふうに思います。

○健康課長（志村明子君） 26市町村の中で子宮体がんを実施している市町村の数でございますけれども、平成25年度におきましては17市のほうで行っておるということです。このうち自己負担のある市町村が5市町村、自己負担のない市町村が12市町村になっているということでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 今クーポンであったり、例えば市報に載ってる子宮がん検診、これは基本的には子宮の入り口の細胞をとる子宮頸がんの検診です。それで事例として過去の質問の中でもお出ししていただきましたが、子宮頸部の検診をして、特に異常がなく、そして不正出血等もないので体部がんの検診はしなかったところが、少したち自覚症状が出たときには、実は子宮体部がんであったということで、もうステージも大分進んでいたということの事例も全国的には見られておるのが実態でございます。現在、子宮体部がんになる方も、非常に50歳代から急上昇しているというデータも多くあります。子宮体部がんの検診も、何とか市町村、我が市のほうでも、子宮頸部と同じようにそのあたりも自己負担なく見ていただけるようなものを、次年度でも取り組んでいただけるように、ぜひ改めてそちらは要望させていただきたいというふうに思いますとともに、子宮がん検診の受診率が、たしか武蔵野市だったと思いますが、我が市に比べるとすごく高いというふうに聞いたことがあるのですが、そのあたりもし情報を持っていたら、現在の受診率の高いところを含めて教えていただいてもよろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 26市のうち、受診率の高い市の状況についてでございます。平成23年度におきましては、26市中、一番高い市が武蔵野市で35%となっております。このとき、東大和市のほうの受診率は16.4%でございました。平成22年度につきましては、やはり同じく武蔵野市のほうが33.9%となっております。このとき東大和市のほうは17.9%でありました。平成22年度につきましては、全国、東京都、また26市部の受診率の平均のデータが出てございますけれども、このときの全国は23.9%、東京都が17.3%、26市の平均が15.0%ということになってございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 武蔵野市が約倍、受診率が高いということで、このあたりの理由と、それから我が市でも取り組めるものの研究等をされたことが、情報としてとられて、それを一つの課題として取り組んできたのかどうかを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 特に武蔵野市に特化して、武蔵野市の受診率がなぜ高いかというようなことを特に研究したことはございません。ただ、受診率の向上に当たりましては、いろいろ国が進めておりますモデル事業を使って、向上に取り組んだ市の事例集などがございます。そちらのほうの情報収集をしたところによりまして、検診をしていない層を3つの層に分けて、それぞれの層に合った受診率の勧奨を行うというような、そういうところだと効果があるというような情報のほうも出ております。検診を受けない層の1つ目としては、自分は絶対がんにはならないと思っている関心の低い層。また2つ目の層としては、関心はあるんだけど、がんとわかることが不安で、不安が高く受けられないと思っている層。そして3つ目は、機会があれば受けたいんだけど、受け方がわからなくて受けていない層。未受診者の中にも、こういった受けられない理由によっ

て、勸奨通知を変えたことによって受診率が向上したという事例がありますので、今後、受診率の向上に当たる取り組みの検討におきましては、参考のほうにしていまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひ、そのような区分でということの取り組みも非常に有効であるというふうに私も思っております。働く女性がふえて、晩婚化も大変進んでおります。どうしても検診というのは、忙しい女性も最近多いですから、後回しになってしまう部分がありますので、受診率の向上に関してはほかのがん検診でも、ほかの議員も取り組んでおりますが、ぜひこの子宮がん検診に関しても同じように取り組んでいただき、先進的に受診率が高い市が、既に武蔵野市で約倍以上高いので、そのあたりの研究も含めて取り組んでいただきたいという願いが1つと、それから先ほど子宮がんには子宮頸がん、それから子宮体部がんと2種類あるというお話、まあ当然女性の部長さんですし、課長さんですし、わかっていらっしゃると思いますので、ぜひ年齢区分に応じて、50歳以上から子宮体部がんになる方が非常に急上昇しているという事情がありますものですから、そのあたりもぜひ子宮頸部がんの検診と同じように、自己負担なく受けられるようなものに何とかならないかということで、ぜひ要望させていただきたいというふうに私のほうでも思います。

女性は、当然お母さんであり、そして妻であるということで、家庭に占める女性の本当に位置づけの重要さというのは大変大事でございます。なので私も議会の中で、女性に対して特有の病気であったり、こういったものをよく質問で取り上げさせていただいておりますが、家庭にとって女性というのは本当に大切なものでございますので、ぜひとも改めてこの子宮がん検診に関しても、もう一度受診率の向上に向けて取り組んでいただきますよう最後要望申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

---

午前11時26分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きな項目として3点質問させていただきます。まず第1に子供の教育について、第2に食物アレルギーについて、そして第3に民生委員・児童委員についてであります。

それでは、順を追って質問させていただきます。

1番の子供の教育について。

①として、学力向上のための教育について。

アといたしまして、現時点での取り組みは。

イといたしまして、今後の目標と課題は。

②として、人間形成のための教育についてであります。

アといたしまして、市が考えるあるべき人間像は。

イといたしまして、現時点での取り組みと今後の展望は。

2番の食物アレルギーについてですが、①として子供の食物アレルギーについて。

アといたしまして、食物アレルギーに対する市の認識は。

イといたしまして、アレルギー症状を持つ子供の現状についての把握は。

ウといたしまして、現在の対応と今後の課題は。

②は学校給食における対応についてです。

アといたしまして、現時点での対応は。

イといたしまして、今後の取り組みと課題は。

③番として、食物アレルギーを予防する取り組みについてであります。

アといたしまして、現状は。

イといたしまして、今後の取り組みは。

大きな3番、民生委員・児童委員についてであります、①番、活動内容及び状況について。

アといたしまして、活動内容・状況に対する市としての認識、市との連携体制は。

イといたしまして、現時点での課題と今後の展望は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、学力向上のための教育の現時点での取り組みについてであります、変化の激しい社会にあって、生涯にわたってみずから意欲的に学んでいく態度を育成するためには、学校においてわかる授業を行い、児童・生徒の学力を向上させることが重要であります。市では児童・生徒が確かな学力を育成するために、少人数学習指導員や学校図書館指導員の配置事業などの実態を踏まえた取り組みを進めております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、今後の目標と課題についてであります、学力向上は当市の重要な課題の一つであり、子供たち一人一人に確かな学力を身につけさせることが大変重要であると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、人間形成のための教育に関して、市が考える人間像についてであります、教育の目標は教育基本法にも示されておりますとおり人格の完成であります。その目標を達成するためには、知・徳・体の調和を重視した生きる力を育成することが重要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、現時点での取り組みと今後の展望についてであります、現在、教育目標を達成するための基本方針及び施策の方向性に基づき、生きる力の育成を図っております。今後は東大和市学校教育振興基本計画に基づいた取り組みを進め、その成果が出るものと期待しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、子供の食物アレルギーに対する市の認識についてであります。近年、アレルギーを持つ子供は増加傾向にあり、中でも食物アレルギーの増加は著しく、大きな問題となっております。食物アレルギーの対応は、生死にかかわる重大な事案であると認識しております。市といたしましては、食物アレルギーに対する正しい知識の啓発と保育園などの現場における組織的な対応が重要であると考えております。今年度におきましては、保育園、幼稚園を初め乳児、幼児に給食を提供する施設を中心に食物アレルギーに関する研修会を2回実施し、来年度以降においても継続して行い、職員等の資質の向上に努めているところであります。

次に、アレルギー症状を持つ子供の現状についてであります。市では両親学級や乳幼児健診などの中で、一般的指導を中心に行っているため、個々のお子様の状況については把握しておりません。認可保育園におきましては、保護者から主治医の診断書を提出していただき、適切な情報把握に努めております。

次に、子供の食物アレルギーにおける現在の対応と今後の課題についてであります。認可保育園における食物アレルギー児童への対応は、医師からの診断書に基づき、園の看護師、栄養士を初め、職員全員での情報共有をし、誤食防止等、安全安心を第一に進めております。今後の課題につきましては、年々アレルギー対象の食物の種類がふえてきている状況にあることから、対象者の増加も想定されるため、より深い知識の習得と対応が必要であると考えております。

次に、学校給食における現時点での食物アレルギー対応についてであります。平成25年8月に改定した東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアルに基づき、統一的な対応ができるよう徹底した取り組みを図っております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、今後の取り組みと課題についてであります。今後も同マニュアルによる適切な対応に努めていくとともに、新学校給食センターにおけるアレルギー対応の充実を図ってまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、食物アレルギーを予防する取り組みの現状についてであります。食物アレルギーにつきましては、先ほど申し上げましたとおり両親学級や乳幼児健診などの中で、保護者に対する一般的な知識の普及啓発を行うとともに、離乳食講習会の中で具体的な内容を取り入れ、啓発に努めているところであります。

次に、今後の取り組みについてであります。食物アレルギーの増加傾向を踏まえ、リーフレットなどの印刷物や市のホームページなどを通じて、情報提供の充実を努めるとともに、離乳食・乳児食講習会や栄養相談の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、民生委員・児童委員の活動内容、状況に対する市としての認識についてであります。民生委員・児童委員の主な活動内容としましては、それぞれの担当区域において地域活動や訪問活動などの機会を通じて、援助を必要としている市民の皆様の相談に応じ、福祉サービスの利用援助や情報提供を行っております。これらの地道な活動は、地域における福祉活動の推進に寄与していただいているものと認識しております。

次に、市との連携体制についてであります。民生委員・児童委員は地域福祉の担い手として行政や関係機関との連携や支援などの重要な役割を果たしております。今後も民生委員・児童委員の相談、支援活動がさらに円滑に推進されるよう、福祉施策やサービスの内容を的確に民生委員・児童委員へ周知するとともに、日ごろの民生委員活動や役割等をわかりやすく市民にお知らせすることが必要であると考えております。

次に、現時点での課題と今後の展望についてであります。民生委員・児童委員は行政と地域社会をつなぐパイプ役として大変重要な役割を担っていると認識しております。今後は人材の確保と育成を図り、地域の福祉力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、学力向上のための教育の現時点での取り組みについてであります。市内全小中学校では各学力調査の結果をもとに、授業改善推進プランを作成して、確かな学力を育成するための授業改善に努めております。本市の児童・生徒の課題の一つに、家庭学習の定着が図られていないことが挙げられます。教育委員会では、平成25年11月に「東大和市家庭学習の手引き」を作成し、市内全小中学校の保護者に配布いたしました。今後、各学校での活用をさらに進めてまいります。また同じ平成25年11月に、中学校1年生の生徒を対象としたやまとつくんとつくん塾を開講し、主に算数、数学の補習を行い、学習意欲を高める機会としております。

次に、今後の目標と課題についてであります。教育委員会といたしましては、東大和市学校教育振興基本計画の強調点1に、確かな学力を位置づけております。今後5年間で学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、学力調査における国や東京都と東大和の平均正答率の差をゼロにすることを目標に、鋭意努力を続けてまいります。課題といたしましては、これまで以上に各学校が学力向上に向けて具体的な取り組みを組織的に行うことが必要であると考えております。本年1月に開催いたしました校長会においては、平成26年度の教育委員会の最重点課題を学力向上と定め、教育委員会とともに各学校が全力で学力向上に向けた取り組みを進めるよう依頼をいたしました。

次に、人間形成のための教育に関して、市が考える人間像についてであります。教育委員会におきましては生きる力を育成するために、知・徳・体のバランスのとれた力を育む取り組みを進めているところであります。子供を取り巻く社会環境や家庭環境の変化に伴い、児童・生徒にかかわる課題も多様化、複雑化しております。このような中におきましては、望ましい人間関係の形成や社会生活上必要なルールの習得など、人間としての生き方にかかわる教育を進めていくことは一層重要であると考えております。

次に、現時点での取り組みと今後の展望についてであります。教育委員会では、基本方針の第1に人権教育の推進と社会への貢献等を示し、豊かな人間性の育成に努めております。各学校では、校長の学校経営方針に人権教育の推進を位置づけ、教育活動全体を通して取り組んでおります。また問題行動等を未然に防止し、健全育成を図るために児童・生徒一人一人に規範意識を醸成し、社会的自立を進める取り組みも進めております。今後、市内全小中学校におきましては、東大和市学校教育振興基本計画の施策の方向性にに基づき、各学校の実態に応じて豊かな人間性を育成してまいります。教育委員会といたしましては、各学校の取り組み状況を把握するとともに、学校支援に努めてまいります。

次に、学校給食における現時点での食物アレルギー対応についてであります。教育委員会では、東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアルにより対応しております。食物アレルギーがあり、学校での特別な配慮を求める場合には、学校生活管理指導表、また特別な配慮は求めないが、詳細な献立表を必要とする場合は、学校を通じて給食課に情報提供依頼を提出していただくこととしており、いずれも詳細な献立表を提供しております。また、保護者が学校生活において特別な配慮も、詳細な献立表の提供も必要ない意思表示をしている場合でも、家庭支援の方策として、主なアレルゲンに記載した献立表を参考情報として提供しております。また症状が重篤となるピーナッツ、クルミ、カシューナッツは使用しておりません。

次に、学校給食における食物アレルギー対応に関する今後の取り組みと課題についてであります。同マニュアルに基づき、今後も学校、保護者、児童・生徒、教育委員会が一体となって、適切な食物アレルギー対応

に努めてまいります。また保護者の方々からは、除去食等のアレルギー対応の充実が求められております。東大和市学校給食基本計画に掲げてありますように、新学校給食センター内に独立したアレルギー室を設け、アレルギーを除去した除去食を調理し、個人ごとに名前を明記した別容器に配食し、提供していきたいと考えております。アレルギーの対象範囲は、今後検討してまいります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、再質問に入らせていただきます。

子供の教育につきまして、質問項目では学力向上のための教育と人間形成のための教育という順で並べておりますが、教育のあり方というものを考えたときに、どちらのほうが重視されるべきとお考えでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） やはり人間形成のためには、児童・生徒の学力を身につけるということが重要であると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その昔、詰め込み教育ということが問題となり、その後、ゆとり教育に変わってから子供たちの学力低下が叫ばれるようになったと聞いておりますが、どちらにもそれぞれメリットとデメリットがあると思いますが、それらはどういった点であるというふうにお考えでしょうか。また、それぞれ目的とするところが違っていると考えますが、それぞれの教育方法の目的は何であるとお考えでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） メリット、デメリットというのは簡単には言えないと思いますが、やはりそれぞれの時代の変化や社会の要請を受けて学習指導要領が改訂され、実施されているのが教育であると認識しております。それから目的に関しましては、文部科学省としては特にその2つの教育の定義というのはいりませんが、一般的には暗記を重視した知識の増大を目指す知識重視型の教育が詰め込み教育であり、そしてその反省から実施された経験重視型の教育がゆとり教育であると捉える方法があると思っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、学力向上のための教育に入りたいと思いますが、その前に学力を向上させる目的、学力が向上することのメリットは何でしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 教育長答弁の中でもございますけども、やはり確かな学力、豊かな心、健やかな体、いわゆる知・徳・体の調和を重視した生きる力を育成することが求められていることがございます。学力の向上、生きる力の育成、やはりグローバル化が非常に進んでいます現代におきまして、変化の激しい時代において、やはりみずから考え、学び、行動する力、それから社会の発展に主体的に貢献できる力を養えるということが、学力向上の重要な意味だと考えております。

○10番（根岸聡彦君） 学力向上のためには、まず子供が学校の勉強についていけるだけの基礎力、いわゆるキャパシティ、また勉強に対する意識が構築されている必要があると思うのですが、入学前の幼児、あるいはもっと前にさかのぼって乳児の段階について、そういった乳幼児の教育に関して市が支援しているようなことはあるのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子ども家庭支援センターで子育て講座等をやっておるんですけども、それは親の子育てのための講座でございまして、何で子育てをするのかとか、子育ての悩み解消のためのテーマであったり、子供の叱り方、褒め方がわからないとか、そういうようなところにテーマを置いてやっておりますので、学力向上等をテーマにしたものは行ってないというふうなところでございます。

以上です。

○福祉部長（吉沢寿子君） 健康課におきましては、母子保健の関係で乳幼児の保護者に対します講習会等を行っております。その中では、いわゆる学力向上とか、そういった教育といった関連での講座というものは入っておりません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今の御答弁とちょっと重複してしまうかもしれませんが、学力向上のための教育、その昔、いわゆるお受験というものが脚光を浴びていたころ、現在でもそういったものはあるんだと思いますが、いい大学、いい高校、いい中学校に入るための予備校というものがあまして、そのみならず、いい小学校、いい幼稚園にお子さんを入れるためのお母さんのための予備校というものが人気を集めたということがありました。また、頭のいい子を産むための妊婦さんの講座というものもあつたように記憶しております。学力向上のためのその根幹というものは、乳幼児教育にあるという考え方からきているものだと思いますが、市が実施している親のための子育て講座の中に、そういったものにつながるようなプログラムは用意されているのでしょうか。また、今後の取り組み等についてのお考えを伺えればと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 健康課で行っております乳幼児等の保護者に対する講座とか、いわゆる健康教育という中では、食育とか、あと歯科の歯が大事だとか、そういう虫歯予防とか、あとは日常生活の身の自立の基礎となる基本的な生活習慣の定着をするというようなことの講座等を行っております。また市内の育児サークルなどに職員を派遣しておりまして、保護者の方への健康教育という形で実施しております。平成24年度におきましては、例えば言葉の発達についてとか、それから足の発達とか、それに関しての靴選びとか、それから事故の防止や応急処置、冬のかかりやすい病気や健康管理、それからおっぱいの卒業と離乳食について、ベビーマッサージ、予防接種についてなどの講座などを行ったところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 学力向上というところについていえば、乳幼児をお持ちの保護者の方々からのニーズというものは、それほど高くないのかなという感じを今の御答弁から受けました。

先ほどの教育長の御答弁にもあつたと思いますが、学校のほうで行っている授業改善推進プランというものについて、もう少し詳細に御説明をお願いしますでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 今現在、各学校では、学年や校務分掌におきまして都の学力調査、国の学力調査を分析をしております。それをもとに、確かな学力を育成するために必要な各教科における授業改善を進める具体的な手だて、それを進めていかないと授業改善が進まないということで、それをまとめたものが授業改善推進プランでございます。今現在、各学校のホームページに掲載をしているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

東大和市教育委員会指導室では、家庭学習の手引きを作成されておりますが、その手引を作成した背景、作成するに至った経緯というのはどのようなものなのでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 国の学力調査や、それから各学校が把握しております家庭学習の実態を踏まえまして、当市においては学力の向上を図るためには、やはり家庭学習の習慣をまず身につけること、それから実際学習の仕方がなかなかわからないということもありましたので、学習の仕方を学んだりすることが重要であると捉えて作成に至っております。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) 家庭学習の定着が図られていないという御答弁でしたが、その理由、原因は何であるというふうに分析されておりますでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) やはり学習というのは連続性のあるものだと思っております。特に小学校の低学年においては、保護者のかかわりが非常に重要だと考えております。また学校においては、家庭学習の仕方、これにおいてもやはり指導をしていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 家庭学習の定着が図られていないという問題は、東大和市特有の問題なのでしょうか、あるいはどの地域においても共通に存在している問題なのでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 統計的な調査というものはございませんけれども、家庭学習の定着を図る資料が、本市だけではなく、いろんなほかの自治体でも作成されているということ、それから学校でも取り組んでいるということから、多くの学校の課題であると考えております。

○議長(尾崎信夫君) ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長(尾崎信夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番(根岸聡彦君) それでは、続けさせていただきます。

先ほど教育長から、今後5年間で国、東京都との平均正答率の差をゼロにするべく努力をしていくといった答弁をいただきました。これは国や都との平均レベルまで学力を上げていくということを意味していると理解いたしますが、まずその平均正答率との差が発生している原因、すなわち学力調査における他の区市町村と差が発生する原因というのはどこにあると考えているのでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 一概には言えないものがあると思いますけれども、例えばですが、国語の問題では、長い文章を読むということになっていないため、途中で諦めてしまうというようなことが教員のほうから報告がございました。それから、あと学力のもととなる学級が落ちつかないために、やはり学力が身につかなくなるという傾向もございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 東京都の区市町村の中で、上位に位置している自治体の教育体制と当市のそれとの間で違いというものはあるのでしょうか。また他市の取り組み状況の中で、家庭学習の定着について成功した事例、あるいは平均正答率を上げることに成功した取り組み事例というものは、何かつかんでおりますでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) やはり一概に比較するというところは難しいところがございますけど、やはり教師が学習指導に専念できる環境づくりということは、一つ重要だと考えております。また家庭における学習習慣の定着による差もあると考えております。他市におきましては、例えば過去に行われていた問題を解くことによって学力調査になれるというような実践をして、成果を上げているという市もございました。また当市の例ですが、家庭学習の定着のために第九小学校では、学校と家庭が協力して家庭学習の取り組みを確認し合うという、そういう取り組みを行い、効果を上げている事例もございました。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

平均正答率の差をゼロにするということは、ほかの者よりも正解率を上げるということ。すなわち、他の人よりもよい点をとるということになるとは思います。各区市町村においても同様の取り組みがなされていると思いますが、目標を実現していくための具体的な施策として、本市ではどのようなことをやっていこうとお考えでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 本市におきまして重要なことは、基礎・基本をしっかり身につけるということがあって考えております。今年度の末に東京都のほうでは、東京ベーシック・ドリルというものを作成し、配布する予定でおります。これは小学校4年生までの内容を確実に身につけさせるための取り組みですので、本市ではこれをまずしっかりと取り組みを進め、基礎・基本の定着を図りたいと考えております。また本年度初めましたやまとつくんとつくん塾、これも引き続き続けるとともに、今後、各学校でやまとつくんとつくん塾、分校のような形で開けないかということの研究してまいります。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 平均正答率の差をゼロにするという目標を持って取り組みを進めることは、大変すばらしいことだと思います。家庭学習の手引きを拝見いたしますと、家庭学習の時間的な目安は小学校低学年で20分、中学年で30分から40分、高学年で1時間程度となっております。平均正答率をゼロにしていくという目標に対して、家庭学習の目安の時間というものをどのように評価しているのでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 家庭学習の手引きの時間は、あくまでも例示であると考えております。習慣が身につけばより長い時間、それから児童・生徒がみずから課題を設定して解決を図る取り組みが実施できると考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 学力向上のみならず、自分の能力を高めていくためには、どうしてもそこに他人との競争が必要になってくるのではないかと考えております。ライバルと競争することで、お互いが切磋琢磨し、その中で双方が成長していくことが本来の向上というものになってくるのではないかとと思うんですが、学校でそういった競争原理を働かせるような教育、競争意識を持たせるような教育というのは行っているのでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 例えば体育科では、勝敗を競い合う中で、ルールを守り、フェアなプレーに取り組むことが求められます。また縄跳びや鉄棒などは検定級を設けて競い合い、励まし合って取り組むことを進めております。切磋琢磨できる機会を通して、やはり意欲や技術が高まるということもございますので、人権教育を推進しながら教育委員会としても奨励をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) それでは、次の人間形成のための教育のほうに移りたいと思いますが、人間形成のための教育を考えたときに、何をすることが重要であると考えられるのでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) やはり究極の目標というのは、教育委員会の教育目標の具現化だと考えております。それには各学校が、やはり校長のリーダーシップのもと、組織的な対応を通して学校経営方針の達成を図ることが重要であると考えております。

以上です。

○10番(根岸聡彦君) 本来その人間形成の教育の姿というものは、まず家庭の中でしつけという形であらわされるのではないかと考えております。これは本来、行政がやるべきことではないと思いますが、学校教育以前の段階で、特に親に対して行っているしつけに関する情報の提供、あるいは講座の開催といったものはあるのでしょうか。

○子ども生活部副参事(井上誠二君) 現在、狭山保育園においては、各クラス、年2回の懇談会を開いております。その懇談会のときに、年齢に応じた育児、生活面等の情報提供を行っております。そのほか、個々に対応が必要なときには個人面談の実施時に行っております。また、そのほかに気がついた点につきましては、登降園時等のときに随時行っております。

以上でございます。

○社会教育部長(小俣 学君) 親に対するしつけに関する情報や講座の開催についてでございますけども、しつけに特化したものではございませんけども、今年度、中央公民館におきましても、子供の生きる力を育てるプログラム、コーチングなどをテーマにした講座を実施したところでございます。これは昨年の5月15日から9月18日までの全部で13回の講座を行ったものでありますけども、このうちの3回を使いまして、子供に教えた3つの力ということで、愛すること、責任、人の役に立つ喜びと、この3つのテーマに沿って親に対しての講座を行ったところでございます。これらの内容につきましては、広く捉えますと乳幼児へのしつけにつながるというふうに私どもは考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

教育長は、就任以来、一貫して知・徳・体のバランス、それから生きる力ということを唱えていらっしゃいます。現代社会はストレス社会であります。学校を卒業して社会に出れば、ストレスとの闘いに勝ち抜いていかなければなりません。そのためには、ストレスを受けても、それをはねのける力、いわゆる打たれ強さというものが生きる力の大きなウエートを占めてくるものではないかと考えるのですが、この打たれ強さを鍛えるための教育というのは、現在どういった分野でどのように行われているのでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 特定の教科や領域では設定をされておきませんが、やはり学級や学校という集団の中で、教師が見守る中でトラブルを解決する過程において育むものと考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 家庭学習の手引きの最後のページに、保護者の皆様へということで、「心の東京ルール」～7つの呼びかけ～というものが記載されております。その中に、「他人の子供でも叱ろう」という記載があります。このことは人間形成に非常に役立つことであるとは思いますが、同時に今の社会情勢や時代背景を考えると、極めて難しいことであると思います。昔は当たり前のように他人の子供を叱っていたと思いますが、今そういった光景を見ることはまず皆無だと思ふ次第です。

そこで、お伺いたしますが、昔、当たり前だったことが今はそうでなくなってしまった、その背景としてどのようなことが考えられるのでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 大きな要因としましては、やはり地域コミュニティーが希薄になったということが考えられます。他人にかかわらなくなる傾向が、やはり強くなっているという現状が大きいと思います。また、注意した子供が何をするかわからないという漠然とした怖さを感じているというお話をされていた地域の方もおりました。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) この「他人の子供でも叱ろう」ということを手引きに記載した理由、狙い、目的、そして教育委員会が望んでいるその効果について教えてください。

○学校教育部参事(石井卓之君) やはり学校は地域の貴重な財産であり、やはり全ての市民の御協力を得ながら学校教育の活性化を図りたいというものがございます。保護者、地域の方に積極的に学校の教育に参加していただき、子供たちとまず顔見知りになることで、地域ぐるみの健全育成が推進できると考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) このことを実践しようとするときに、生徒・児童に対して、また保護者に対して、そして地域の方々に対してどのように働きかけていこうとお考えでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 児童・生徒に対しましては、例えば校長講話や道徳、学級活動などを通して、子供たちが学校だけでなく地域でも育てられているということを繰り返し伝えることにより、社会の一員としての規範意識の育成を図っていきたいと考えております。また保護者、地域の方に対しましては、今まで以上に気楽に来校していただけるように、学校を今まで以上に開いていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 学力向上のための取り組みにせよ、人間形成のための教育にせよ、短時間で集中的に行うことだけでは本当の成果は出てこないと思います。一定の時間をかけたカリキュラムの中で、着実に一つずつ進めていくことが大切だと思う次第ですが、1日というのは全ての人に平等に24時間与えられているわけで、時間という時限をいかに効率的に活用していくのかが、教育の現場に求められているのではないかと考えます。学校教育振興基本計画に掲げている目標を全て達成しようとする、とても1日、24時間では足りないような気がするのですが、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 学校教育振興基本計画は、あくまでも一つの目安となっております。あとはどのように重点化をかけることだと思いますが、教育委員会の重点といたしましては、やはり各学校の学校経営方針を明確に位置づけて、学校の組織的に取り組んでいくことによって課題の解決を図っていく、これが重要だと考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

教育の問題につきましては、最後に1つだけ伺います。東大和市の小中学校の先生は元気ですか。

○教育長(真如昌美君) 東大和の学校は、今手探りの状態で小中一貫教育を進めております。そんな中で、そういった姿を保護者、地域の方はごらんになって、学校は最近、非常に変わってきてると、ぜひ私たちの学校の先生方を見てくださいというふうな声が多く届いておりますので、そういったことからすると随分、保護者、地域の方から応援もいただいていますし、それを受けて校長以下、教員も一生懸命頑張っていこうじゃないかという、そういう気持ちになってると思いますので、今元気かと言われると、元気に教育活動を展開しているというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

先生が元気だと地域が応援してくれます。地域が応援してくれれば、先生が明るくなり、明るい先生がふえれば学校が楽しくなります。学校が楽しくなれば、子供の学習意欲がふえ、学習意欲がふえれば学力が向上す

る。学力が向上すると、子供が大きな夢を持つようになり、子供が夢を持てば東大和市の未来が変わると、すばらしい循環が構築されていくことが期待できます。ただいま教育長のほうから、東大和市の小中学校の先生は元気であるという御答弁をいただきましたので、今後、知・徳・体のバランスのとれた向学心に燃える子供たちがどんどん育成されることを期待して、最初の質問を終わりたいと思います。

次に、子供の食物アレルギーについてであります。

まず、子供の食物アレルギーが問題になり始めたのはいつごろからでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 食物アレルギーについてでございますけれども、食物アレルギーは20年から30年ごろ前からふえてきたというふうに言われております。厚生労働省は、平成4年からアレルギー性疾患についての研究事業のほうを開始しております。子供の食物アレルギーにつきましては、厚生労働省の平成20年の調査によりますと、1歳未満のお子様の5～10%は食物アレルギーを持っているということになっております。学童期に入りますと、こちらの数値が1～2%まで減少するとのことでございます。これは食物アレルギーの原因となる食品として、3大アレルゲンというものがございます。鶏卵、乳製品、小麦といったものでございますけれども、こういったものは約3歳までに50%のお子様、このような食物を摂取しても食物アレルギー症状が出なくなる耐性というものを獲得するために、減少するというふうになっているということでございます。また6歳までに、これらの3大アレルゲンにつきましても、約80%～90%のお様が食べられるようになるということでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 食物アレルギー疾患は、特定の食物に関してアレルギー症状が発生するものと理解しておりますが、アレルギー疾患を発生する原因というのは何であるとお考えでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 食物アレルギーの原因ですけれども、主に食物に含まれるたんぱく質ということが言われております。この原因となる食物を食べた後に、免疫学的に体に何らかの異常な症状が起こる病気ということでございます。本来でありますと体を守る働きである免疫機能というもの、無害なはずの食物のたんぱく質に過敏に反応してしまうことにより、自分の体を傷つけてしまう現象ということでございます。先ほどから申し上げておりますように厚生労働省の研究により、アレルギー疾患に関しましては徐々にその発生の機序、悪化因子などの解明が進みつつあるところでございますけれども、その免疫システム、病態についてはいまだ十分な解明のほうはなされておられません。そのため現在のところアレルギー疾患に関する完全な予防法や本質的な治療法というもの確立されていない、そのような状況となっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど市長答弁の中で、食物アレルギーを持つ人の増加が著しいというふうにおっしゃっていましたが、その原因は何であるとお考えでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 食物アレルギーを持つ人の増加が著しいことの原因でありますけれども、厚生労働省の研究によりますと、アレルギー疾患は遺伝的な要因と環境的な要因が関与しているところまでは解明されているということでございます。ただ、食物アレルギーがふえている原因につきましては、その実態については把握できていないということでもあります。厚生労働省は、平成12年に臨床研究センターのほうを開設いたしまして、アレルギー分野におきましては病因や病態の解明、また治療法の開発等の研究のほうを推進しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） お子さんがアレルギーを持っているかどうかというのは、全ての児童・生徒、あるいは乳幼児を対象に検査というものを行っているのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） アレルギーを持っているかどうかについては、健康課で実施しております離乳食講習会及び幼児食講習会におきましては、お子様が食物アレルギーを持っているかどうかを、講習に来ていただいたときの受付のほうで、事前のアンケートのほうで確認をさせていただいております。また乳幼児健診におきましては、保護者の方へ通知とともに事前にアンケートをお送りさせていただいておりますけれども、そのアンケートの項目の中に、アレルギーと言われたことがありますかというような質問項目を設けているところがございます。

以上でございます。

○給食課長（梶川義夫君） 児童・生徒のアレルギーの把握についてお答えさせていただきます。

教育委員会で作成いたしました東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアルというものに基づきまして、食物アレルギーがあり、学校に特別な配慮を求める場合に、学校生活管理指導表、これにアレルゲン物質等の情報を記載して提出していただいております。また特別な配慮を求めなくても、詳細な献立を必要とする場合には、その情報提供依頼書を提出していただくことによって、お子さんのアレルギー情報というものを把握してございます。

以上でございます。

○保育課長（関田孝志君） 保育園、幼稚園におけます対応につきましては、基本的には保育園で給食を提供する場合、家庭で食していないものは提供しないと。子供が家庭で食事をとって、その中で反応が出ないというのを前提としてございます。入園時において面談等を実施します。その中で、親のほうからの申し出、これによりましてアレルギーの有無を把握すると。アレルギーがある場合には、保育園の場合には保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表というのを用意してございますので、こちらを保護者のほうから医療機関にお願いし、作成していただく。これに基づいて、園のほうはアレルギー対応というような形で食事の提供を実施しているところがございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

現在の給食センターが建てられて、東大和市でも学校給食が始まったのは、たしか私が小学校2年生のときからだったと記憶しております。そのころはクラス全員が同じものを食べ、何の問題も起きていなかったと思うんですが、当時と今の違いというのはどういうところにあるというふうにお考えでしょうか。

○給食課長（梶川義夫君） 東大和市で学校給食を始めた開設当初のアレルギーの状況というのは、当時の資料というのを把握してございませんのでわかりかねるところでございます。ただし、昭和63年に北海道のほうで、そばアレルギーによる死亡事故というのがございました。これを契機にアレルギーへの関心が高まって、学校におけるアレルギー対応というものも求められてきて、そこでかなりアレルギーの対応について変わってきたというところは推測しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 当時と今の違いというのは、私が期待していた回答はどちらかという環境的な違いというものが、どのあたりにあるんだろうかということであったのですが、遺伝によるものというのは多分昔からあったと思うんです。ただ環境の変化によって、やはりアレルギーを持つ方がふえてきているというよう

な御答弁も先ほどあったと思います。そういったところの変化について、どのように把握されておりますでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 昨年末に文部科学省の調査で、食物アレルギーに関する調査の結果というものが発表されておりました。その中でも全国の規模で、児童・生徒で食物アレルギーの児童・生徒が45万人に上るということで、先ほどの答弁にもありましたがふえていく、増加傾向にあるということでございます。その原因というものまでは分析は、見てる限りでは、今おっしゃられた遺伝的なものなのか環境面なのかということの分析といえますか、記述は見当たりませんが、東大和市の学校給食における対応ということにおきましては、年々、食物アレルギーに対する医学的な見地からの検証なども踏まえて、どういう対応が必要なのかというのが判明してまいっておりますので、今後も事故のないような環境に配慮して、児童の健康管理、守ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 私の素人考えでいきますと、今と昔、昔と今のその違いというのは、いわゆる食生活、あるいは摂取している、当時食べていたものと今食べているものが変わっている、あるいはお子さんが口にする食事だけでなくお菓子の類い、そういったものも大分変わってきているところに原因があるのではないかなというような疑問も持っておりましたので、そのあたりのところが調査されていたのかどうか、いなかったらいなかったで結構なんです、そのあたりの御見解はいかがでしょうか。

○**健康課長（志村明子君）** 環境要因としての摂取する食物の変化についてでございますけれども、アレルギーの原因となる食物中のたんぱく質もいろんな種類があるということがわかってまいりました。例えば牛乳においてはカゼインといったもの、β-ラクトグロブリンといったようなもので、いろいろこのたんぱく質によっては、熱に反応するもの、熱に強いもの、いろいろそういったところまではわかってまいりましたところ。あと、それから卵と牛乳とか、そういったものが形を変えて、例えば薬の中に入っていたり、議員がおっしゃったように加工食品の中に入っていたりというようなことがありますので、そういったことを踏まえまして、食べ物をそのままの形でとることではなく、加工した、形を変えてとるといったようなことによっても、食物アレルギーの発症がふえていることに影響しているのではないかなというようなことが、厚生労働省等の文献等でも言われている、そういうところでございます。

以上です。

○**10番（根岸聡彦君）** ありがとうございます。

子供の食物アレルギーを予防する取り組みにつきましては、両親学級、乳幼児健診、離乳食講習会等で啓発をされていらっしゃるという御答弁だったと思いますが、具体的にどのような啓発をされているのでしょうか。

○**健康課長（志村明子君）** 具体的な啓発活動の内容でございますけれども、まず両親学級におきましては、多摩立川保健所との連携、協力をとりながら、室内の環境整備を中心に、アレルギーの要因となるハウスダストやダニ、カビ、化学物質等についての講話を行っております。また乳幼児健診におきましては、集団指導の中で、栄養の講話の中で一般的な離乳を開始する時期など、そういったようなお話を行いつつ、離乳食講習会、幼児食講習会の周知を図っております。乳幼児期は食物アレルギーの発症しやすい年齢でありますことから、乳幼児健診におきましては個別相談での保健指導等で、アレルギーの早期発見に努めております。離乳食講習会、幼児食講習会におきましては、例えば初めて食べる食物を与えるときの量の目安、また時間帯の目安、与えた後の様子観察の注意点、そういったものについて講話の中に取り入れ、啓発に努めております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 食物に対するアレルギーがあるのとないのとでは、ないほうがよいに決まっていると思うのですが、食物アレルギー疾患を発症させない手だて、あるいは取り組みといったものは行っているのでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 食物アレルギー疾患を発症させない手だて、取り組みといったことに関してでございますが、厚生労働省の研究では、アレルギー疾患は遺伝要因と環境要因が関与しており、またそのほか多様な原因、悪化因子、年齢、個々によって患者様の状態が異なるために、予防法のほうが確立していないということになってございます。そのため、健康課におきましては乳幼児健診等における個別相談等を通じまして、保健指導の場を効果的に活用し、アレルギー疾患の早期発見に引き続き取り組む、そのようなことでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 昔の人は、牛乳が飲めるようになるために、お湯に少量の牛乳をまぜて与えながら少しずつ濃いものにしていったとか、そばのアレルギーが出ないように、離乳食の中にほんの少しのそばを入れて、アレルギー反応が出なければ、その量を少しずつふやしていったと、こういうようなお話を伺います。子供の食物アレルギーというのは、遺伝的なものを除けば、いわゆる環境的な要因によるものというのは、訓練によってある程度克服できるのではないかと考えますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 訓練によつての克服についてでございますけれども、食物アレルギーというものは、その症状によつてせきや呼吸困難を起こしてくる食事型といったものがほとんどになります。また発症する時期も乳児期に多いということがありますので、その治療に関しましては、アレルギーを持つ食物を除去するという、除去して安全に栄養を摂取する、そういった食事療法が中心となってまいります。成長とともに耐性を獲得し、食べられるようになってくるということでもありますので、主治医の先生と御相談の上、その時期によつて少しずつ経口負荷といいまして、アレルギーの食物を摂取するような形での治療という形になってございます。したがって、訓練ということではなく、そのお子様の状態に応じて、主治医の先生の治療方針に基づいての治療を行っていく、そういうことでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 確かに訓練と言うと、かなり語弊を生じさせるものであるかもしれません。ただ、アレルギーが出るから、その食べ物を避けるというのでは、いつまでたっても食べられるようにはならないというところについてしまうのかなという感じがするのですが、最近ではその食べるものを避ける方法から避けない療法へとシフトしつつあるといった意見を述べる医師もいるようです。食物アレルギーを克服、アレルギーを出さないようにしていく、予防していくためには、やはりそこにリスクがついて回る形にはなってしまうのですが、アレルギーを予防するという、アレルギー疾患を発症させなくさせるということは、人として生きる力を高めるということにつながると思われます。全てのお子さんにそれが当てはまるということでは当然ないでしょうが、そういったアレルギー疾患を発症させないための対応、それに向けてのアドバイスですとか、そういったものをもし現在市で行っているとしたら、どのような形で行っているのか、あるいは現在行っていないけれども、今後何かを考えていく、そういった展望があるのかどうか、そのあたりについてお聞かせいただければと思います。

○健康課長(志村明子君) 食物アレルギーの治療につきましては、食事療法、またそれと併用する薬物療法等

がありますけれども、個別の病態がかなり違ってまいりますことから、原則としては正しい診断のもと主治医の治療方針に基づいての相談をして対応していくこととなります。市といたしましては、東京都や保健所等と連携しつつ、正しい情報の普及啓発に努めていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

好きな食べ物をアレルギーを気にすることなく自由に食べられるということは、人生を豊かにするものであり、先ほどの教育の話ではありませんが、生きる力を育むことにも通じていくと考えます。今すぐでないにしても、近い将来においてアレルギー疾患ゼロを目指して、その対処法を研究するようなグループ、あるいはタスクフォース、そういったものを市内で横断的な、できたら若いメンバーで構成し、立ち上げる等の取り組みを開始していただけたら非常にありがたいと思いますし、そのことを期待しながら2つ目の質問を終わらせていただきます。

3つ目の民生委員・児童委員についてであります。

まず、当市の民生委員・児童委員の数は何名でしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 平成26年2月1日現在の民生委員・児童委員の人数でございますが、民生委員・児童委員が55名、主任児童委員が4名でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その民生・児童委員、それから主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されるわけですが、誰がどのように選考しているのでしょうか、またその選考基準はどのようになっているのでしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 民生委員推薦会委員が、地域から候補者を選出しまして、民生委員法第8条に定めます民生委員推薦会にて審議し、都知事への推薦を経まして、厚生労働大臣が決定することになります。民生委員推薦会につきましては、14名で構成されまして、社会福祉の精神に富み、社会福祉に理解を有し、児童福祉の推進に熱意があり、地域に精通しました方を候補者として推薦するように努めてございます。また候補者としましては、市民の方で、その地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動等に理解と熱意があるなどの要件を満たす方が民生委員・児童委員に選ばれる対象となります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 現在55名の民生・児童委員、4名の主任児童委員の方が厚生労働大臣から委嘱を受けておりますが、この数につきましてはどのように認識しておりますでしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） この数についてでございますが、平成25年1月1日現在の数値で申し上げますと、当市の世帯数が3万6,630世帯、こちらと類似します他市ですね、清瀬、稲城、国立、狛江、こちらと比較しました場合に、当市の民生委員1人当たりの世帯数が654世帯、5市中で一番担当してあります世帯数が少ない状況でございます。また当市を含めました5市の平均世帯数が687世帯でありますことから、平均より33世帯少なくなっております。このようなことから、現在のこの数につきましては適切であると考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 民生・児童委員と主任児童委員、それぞれの活動内容について教えてください。また別に主任児童委員として4名の登録をしている理由についても、あわせて教えてください。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 民生委員・児童委員は、それぞれの担当区域におきまして、ひとり暮らしや寝

たきりの高齢者などの援助活動を初め、児童や乳幼児、妊産婦などの相談や地域福祉に関する相談等に応じまして、市民の暮らしを支援してございます。主任児童委員におきましては、児童に関する相談を専門に担当しまして、いじめや子育ての不安、このような相談に応じ、学校や児童相談所などの関係機関と連絡を図りまして、児童の健全育成に努めてございます。また主任児童委員につきましては、厚生労働大臣の定めます主任児童委員配置基準、こちらに基づきまして4名となっております。また児童委員活動のさらなる推進を図りますことを目的としまして、平成13年度にこの児童福祉法の改正によりまして、主任児童委員制度が法律上、位置づけられましたものでございます。

○10番（根岸聡彦君） 市民の方から、民生委員さんの活動がよくわからないとか、どこの誰がなっているのかわからないという声を聞くのですが、市のホームページを見てくださいと言う以外に的確な回答というのは何かありますでしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 民生委員さんへの相談や証明書等の発行が必要な方は、現在、市にお問い合わせいただければ、お住まいの地区を担当してございます民生委員の氏名と電話番号をお伝えし、対応しているところでございます。

○10番（根岸聡彦君） ホームページでも、御相談を希望される方は福祉推進課庶務係までお問い合わせくださいという記載がされておりますが、これ市を通す理由というのは何かあるのでしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 本年度につきましては、3年に一度の民生委員・児童委員の一斉改選の年に当たりました。平成25年12月1日に、新たに19名の方が委嘱されましたことから、再任を含めて全ての委員の方の氏名、新任、再任の別、また担当地域につきまして12月15日号の市報及びホームページに掲載させていただきました。また新任の方が委嘱されて間もないことから、電話番号につきましては市民の方からの問い合わせに戸惑わないように、当分の間、関係担当部署、福祉推進課になりますが、そちらを介して相談連絡をさせていただくために、このような記載をさせていただきました。また新年度に入りまして、新任の方が活動になれてきた時期を捉えまして、電話番号につきましては周知させていただく予定でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 民生委員の方々のその活動の多くは相談業務であると考えておりますが、その業務の流れというのはどのようになっているのでしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 流れについてでございますが、民生委員・児童委員に御相談があった場合には、相談者からお話を伺い、困り事の内容に応じまして、市の関係課や社会福祉協議会の支援の情報提供や支援先の紹介をさせていただいてございます。また必要とされる場合につきまして、支援先まで御案内することや、その後の地域での見守りを行うようなこともございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 民生委員の方のお仕事というのは、ボランティアであるというふうには伺っておりますが、完全な無償ボランティアなののでしょうか、あるいは一部有償となっている部分もあるのでしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 民生委員・児童委員につきましては、社会奉仕の精神を持ちまして、常に住民の立場に立って相談に応じまして、必要な援助を行い、行政や関係機関の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努める方々でございます。またボランティアとして活動するために、給与というものの支給はございません。ただし必要な交通費、通信運搬費、研修参加費などの経費を、委員活動費としまして、使途と合わせまして月額1万2,650円を支給してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

市内55名の民生・児童委員と4名の主任児童委員の活動の件数というのは、年間でどのくらいの案件を扱っているのか、教えていただけますでしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 年間の案件の内容と件数についてでございます。初めに、民生・児童委員の案件と件数ですが、高齢者に関する相談支援、こういった件数が506件、障害者に関する相談支援件数が57件、それと子供に関する相談支援件数が376件、高齢者、障害者、子供以外に関する相談につきましてが90件、合計で1,029件でございます。また主任児童委員は、子供に関する相談支援を専門としてますことから、先ほどの子供に関する相談支援件数376件のうちの231件、こちらが主任児童委員の相談の件数になってございまして、約60%を取り扱ってございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市との連携体制につきまして、民生・児童委員は地域福祉の担い手として、行政や関係機関との連携や支援などの重要な役割を果たしているとの御答弁があったと思いますが、その方々の活動に対して、市はどのようなアドバイス、または支援を行っているのでしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 民生委員・児童委員には、困り事を抱えてございます市民の方を市の制度へつないでいただくパイプ役をお願いしているところでございます。このことから、新任の民生委員・児童委員の方には、市の関係機関から福祉制度の説明をさせていただくとともに、再任の委員の方に対しましては、市の福祉に関する制度の説明や活動に必要となる市からの情報提供、こういったものを随時行っているところでございます。また東京都や東京都民生児童委員連合会によります研修も行っておりますので、研修に参加することによりまして、民生委員活動の一層の理解を深めていただいておりますところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 地域福祉へ貢献をされていらっしゃる方々として、民生・児童委員以外に、ソーシャルワーカー、ケースワーカー、また介護予防リーダー等々さまざまあると思いますが、それぞれの役割というのは明確に分けられているのでしょうか。また、その中で民生・児童委員あるいは主任児童委員特有の役割というものはあるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 地域におきましては、さまざまな地域福祉の活動をしてくださっている方がおります。また私ども市の福祉部、福祉事務所の中ではケースワーカーや保健師などが、福祉のさまざまな法律に基づいた業務を行っているところでございます。民生委員の特有の役割というものとしては、民生委員法に基づきまして、その職務が明確にされております。その中では、これまで課長のほうからいろいろ御答弁させていただきましたけれども、地域の住民の方々の生活実態を適切に捉えて、相談に乗ったり助言を行うというようなことのほかに、福祉事務所、その他の関係行政機関の業務に協力するというものが、民生委員の職務とされているところでございます。また生活保護法や老人福祉法、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法、母子及び各福祉法等、各福祉の関係法律の中で、民生委員の協力する事項として、市町村長や福祉事務所長、または社会福祉主事、これはケースワーカーになりますが、これらの事務の執行に民生委員は協力するものとするということで、役割が規定されてるものでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

市長答弁の中で、日ごろの民生委員活動や役割をわかりやすく市民にお知らせすることが必要であると言っておられたと思いますが、民生・児童委員あるいは主任児童委員の方々の活動内容は、当然プライバシーの問題もあるため、個別事案に触れるということはなかなか難しいと思いますが、市民が気軽に民生・児童委員や主任児童委員の個別の活動内容を知ることができるような対応や取り組みというものは、現在何か行っているものがあるのでしょうか。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 個別の具体事例につきましては、お知らせしてはございませんが、民生委員・児童委員、こちら地域での活動を紹介いたしましたリーフレットを作成してございます。内容といたしましては、例えば地域に気になること、隣のおばあちゃんがもしかしたら認知症かもしれないとか、御近所でいつも子供のひどい泣き声が聞こえると、また介護や子育て、収入が減って生活が大変であると、このような悩みをお聞かせくださいといったような内容の紹介をしましたパンフレットを作成しまして、民生委員・児童委員の役割を紹介してございます。また今後も日ごろから民生委員・児童委員の活動や役割につきまして、広く市民の皆様にお知らせするために、市報やホームページ等あらゆる機会を活用しまして広報に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

今後の展望といたしまして、市が民生・児童委員の方々に求めていくものは何でしょうか。また現在の民生・児童委員の方々が、市に対してどのようなことを求めているというふうにお考えでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 当市におきましては、高齢化率が既に24%を超えて、地域によりましては51%の65歳以上の方がいらっしゃる地域というところが生じております。ほかの地域におきましても、30%とか40%というような地域が出てきております。そういった高齢化の状況を踏まえまして、誰もが地域で安心して暮らすことができる地域福祉の社会を構築していくために、やはり地域の民生委員・児童委員の方々と連携体制をより深めて、地域福祉を推進していかなければならないというふうを考えております。そのため市といたしましては、民生委員・児童委員の方々には、そういったところの御理解をしていただきながら、地域で引き続き相談支援の業務を担っていただきたいというふうと考えております。

また民生委員・児童委員の方々が市のほうにどのようなことを求めているかということでございますが、やはりそういった高齢化の社会の中で、社会環境もさまざま変わり、さまざまな地域での課題に直面しているような状況があるというふうと考えております。そのため、民生委員や児童委員の方々が日々の支援活動をしていただく中で、地域の中で孤立したりしないように、何か困ったことがあれば、すぐに私ども市や、その他社会福祉の関係機関がすぐに民生・児童委員の方々の相談を受け付けて、連携して課題解決に取り組むというようなバックアップ体制を強固にすることが、円滑な民生委員・児童委員の方々の活動に重要になってくるというふうと考えておりますので、そういったところは引き続き職員がそれぞれ連携して、協力をして一緒に取り組んでまいりたいというふうと考えております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございました。

民生・児童委員は、地域福祉のパイプ役として、さらなる活動を期待するところであります。今後、少子高齢化が進んでいく中で、ますますその重要性は高まっていくと思いますので、しっかりと連携体制のもと、民生・児童委員の方々が誇りを持って活動できる環境づくりと十分な支援体制の構築をお願いをし、今回の私

の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

---

午後 2時44分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私が一般質問させていただく項目は、大きい項目で4つございます。

1番目として、市政を行うに際しての住民合意のあり方について。

①として、3市共同資源化事業（仮称）施設整備地域連絡協議会の目的、位置づけ、現在の進捗状況と今後の進め方について。

②として、（仮称）総合福祉センターにおける周辺住民との協議の進捗状況について。

③として、住民との合意形成について市が重視している点や情報公開における現状と今後の進め方について。

大きい項目の2番として、東大和市内の交通対策及び整備について。

①として、東大和市駅前の信号について。

②として、桜街道は、東大和市駅前から桜街道駅までの間、非常に交通量の多い場所です。今後パチンコ店、給食センター、3市共同資源物処理施設建設等があると、飛躍的に車の数がふえると予想されます。それを踏まえた現状認識と今後の対策について。

③として、街灯の整備状況についての現状と今後の予定について。

大きい項目の3番として、市役所の文書管理・情報管理・連絡などについて。

①として、市役所の文書管理や情報管理についての現状と今後について。

②として、ICTを活用した経費節減についての現状と今後について。

③として、市役所間の連絡または外部に対する連絡についての現状と今後について。

大きい項目の4番として、都市マスタープランについて。

①として、都市マスタープラン見直しに伴い、都市マスタープラン地域別懇談会が開催されているが、その現状と今後の予定。

②として、都市マスタープランは、個別の施策との関連性が強い。実質的な拘束力があるのかどうかによって、住民の意向を十分に酌み取ることが必要であると考えますが、そのためにどのような施策を行っていくのか。

以上、この場での質問はこれまでとし、再質問に当たりましては自席にて行います。また大きい項目内の小項目につきましては、それぞれ関連する事項なので順不同で質問させていただきます。よろしく願いいたし

ます。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、3市共同資源化事業（仮称）施設整備地域連絡協議会の目的と位置づけについてであります。3市共同資源物処理施設の建設について、小平市、東大和市、武蔵村山市及び小平・村山・大和衛生組合と地域住民との相互理解を深めるとともに、地域の良好な環境の維持、向上を図ることを目的とし、建設する施設の姿や環境対策等について協議する場として設置したものであります。

次に、現在の進捗状況と今後の進め方についてであります。平成25年12月から平成26年1月にかけて、連絡協議会設置に係る準備会を2回開催し、2月12日に小平市長、小平・村山・大和衛生組合管理者、武蔵村山市長と私が出席し、第1回（仮称）施設整備地域連絡協議会を実施したところであります。今後につきましては、3市共同資源物処理施設の整備及び小平・村山・大和衛生組合の粗大ごみ処理施設並びに焼却施設の更新について、事業への理解を深めていただくために基本構想等を策定し、地域住民を含め3市全域にわたっての説明を継続してまいります。

次に、（仮称）総合福祉センターにおける周辺住民との協議の進捗状況であります。平成25年6月及び7月に市と法人が共催で市民説明会を開催いたしました。その後、日照等の影響がある建設予定地北側に隣接するマンションの管理組合と話し合いを重ね、住環境に最大限配慮し、階層を引き下げた基本設計案に御同意をいただきました。その後、近隣のマンション等に対し順次説明を行い、施設に対する御理解、御協力を得られるよう努めているところであります。

次に、住民との合意形成について市が重視している点や、情報公開における現状と今後の進め方についてであります。市では施設の建設など新たな施策に取り組む際には、市民の皆様の御理解と御協力をいただくため、説明会等を開催するとともに、その時点におきます情報に基づき丁寧な説明を行っていくことが重要であると考えているところであります。今後につきましても、これまでと同様、丁寧な説明と適切な情報の提供を心がけ、市民の皆様に市の施策に対する御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、東大和市駅前の信号についてであります。信号機等による交通処理につきましては、東京都公安委員会の所管事務であるため、東大和警察署に確認したところ、東大和市駅前交差点の信号処理につきましては、交差点の形状から右折矢印信号の設置が難しいため、交差点の短縮化と自動車と歩行者とを分離して通行させる方式を採用しているとのことあります。また平成25年6月には、青梅街道の青信号の点灯時間を延長する改善を図ったとのことあります。

次に、増加が予想される桜街道の交通対策についてであります。桜街道の自動車交通量につきましては、公共施設や商業施設等の建設に伴い増加することが予想されます。都市計画道路の整備により、交通環境の改善は図れると考えておりますが、それまでの間は状況の把握に努め、関係機関と協力して交通安全対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、街灯の整備状況と今後の予定についてであります。桜街道の街路灯につきましては、道路北側に100ワットの水銀灯、道路南側には20ワットの蛍光灯や70ワットのナトリウム灯などが設置されており、道路照明としての照度は確保されているものと考えております。また一般的に、街路灯の種類や灯具の状況により暗く感じられることもあるため、現地を確認の上で改善に向けた検討を行っているところであります。

次に、市役所の文書管理や情報管理の現状と今後についてであります。現在市では文書による情報管理を

原則としております。作成または收受した文書は、文書管理規則に基づき処理した後、一定期間保存し、廃棄しております。文書管理は、ファイリングシステムを採用し、統一的に整理することで、職員がいつでも検索することができるように管理しております。今後につきましても、適切な文書管理に努めてまいります。

次に、情報通信技術を活用した経費節減の現状と今後についてであります。市では情報通信技術を活用して効率的な事務処理に努めております。具体的には、課税台帳など大量に情報を処理するものについて活用しております。また市内LANを利用したグループウェアを導入し、メールや掲示板の機能を用いて、電子情報をそのまま閲覧することができるようになっております。このように電子化を図ることで、事務の効率化と経費節減に努めております。今後も引き続き情報通信技術の活用により、効率的な行政運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、市役所間の連絡、また外部に対しての連絡の現状と今後についてであります。職員に対する情報提供につきましては、本庁舎、出先機関にかかわらず、グループウェアのメールや掲示板の機能を活用しているところであり。外部に対する連絡につきましては、簡易なものは電話、メール、またはファクスを使用いたしますが、正式な通知につきましては公文書を郵便等により送付しております。今後も情報に応じて適切な伝達方法を採用してまいりたいと考えております。

次に、都市マスタープラン見直しに伴う地域別懇談会の開催状況と今後の予定についてであります。都市マスタープラン見直しにおいて、1回目となる今回の地域別懇談会は、都市づくりの理念や都市の構造といった全体構想について、市民の皆様の御意見を伺うため開催したものであります。平成26年1月から2月にかけて市内8カ所で開催し、出席者は全体で16名でありました。今後の地域別懇談会の開催につきましては、平成26年7月と11月を予定しております。1回目の参加者が少なかったことを踏まえ、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民の皆様の意向反映についてであります。まちづくりニュースやホームページで、あらかじめ案をお示しした上で、地域別懇談会において十分な説明を行い、意見を伺うとともに、案に対する意見の募集を実施することで、市民の皆様の意向の反映を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○21番（床鍋義博君） 御答弁ありがとうございました。

まず第1番目ですね、まず（仮称）施設整備地域連絡協議会の目的について先ほど御答弁を伺いました。私は昨年の12月18日の準備会から、1月で2回目、2月の準備会の1回目と全て傍聴しております。私の手元には、その際に配付された協議会設置要綱（案）というものがあありますが、法律とか契約書とか、大体一番最初にその目的が記載されているものなんですけれども、ここでは目的が記載されずに「設置」と記載されてる。しかし内容は、先ほど御答弁にあったとおりの目的を示したものです。ちなみに、同じときに配付された傍聴に関する取り扱い要領（案）の第1条には「目的」ときちっと書いてあります。細かいようなんですけれども、このあたりの言い回しの違いは、これはなぜなのでしょう。

なぜか、私はこれ一番重要なものの目的というものを、ごまかしてんじゃないかと思えます。そのため、この目的に関しては、これ住民の同意を得られたんでしょうか。その分は、私、傍聴してるんで、今結果はわかっていますが、認識をお聞きします。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありましたとおり、協議会の設置要綱（案）並びに傍聴に関する

資料につきましては、今議員のお話のあったとおりでございます。特段この設置、目的というところに関しまして意味があるわけではございませんで、基本的には協議会の設置要綱というふうになっておることから、まあ設置にしているというふうな理解でございまして、内容的には同じような内容であるというふうと考えているところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) そうであれば、別にここ「目的」としたほうがいいんじゃないですか。2条にはね、2条の第4には、「その他、協議会の目的達成のために必要な調整」って、目的達成のためって書いてあるわけですから、目的が最初ないと、この2条の条文すらおかしいことになりますね。そういったことをちゃんときちっとできないと、前提として目的が共有化されないと、その後のことが全然進まないと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) このつくりに関しましては、技術的なところでございますので、先ほどお話をさしていただいたとおり、議員の疑念はあるかと思えますけど、そういった意味で他意があるわけではございません。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 私の疑念というよりは、市民の方から聞かれたことで、最初にあるのが筋なんじゃないのということを言われて、私は今この質問をしているわけなんです。一番最初の質問で、目的が共有化されたかどうかということに関しては御答弁されてないんで、いかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 基本的には、2月12日に第1回の協議会のほうが設置されておりますことから、4団体のほうでは設置要綱は確定しているものというふうに認識をしております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) いや、設置要綱は確定しているって今おっしゃいましたけども、そうでしたか。私、これ参加してんですよ。これ参加してて、見て、目的すら統一されてないです。こういう目的でやりますけれども、皆さんいいですか、はい同意しますというふうになってないですよ。それに対して共有化したのかって聞いているわけですから、共有化してると思いますがかっていうのは、これ違うと思いますが、いかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) その協議会の中において、事務局のほうでこの要綱を設置したいというふうなことで述べられております。そのところで、大変恐縮でございしますが、その中でこの要綱に対して反対というふうな声が上がってないというふうなところでは、認識はしているところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 全然違いますよ。反対としてないから賛成になったという話ではなくて、その前段階の共有化、目的の共有化すら話に聞いてないですよ、これ。全然。出てたからわかるじゃないですか。それを今この場で、反対意見が出なかったから。私、反対意見、出なかったって思ってないですよ。反対意見って、これ設置要綱(案)についての議論すらされてなかったって認識なんです。だから、されてなかったにもかかわらず、反対意見が出なかったから賛成であったと、これは認められたということにはならないんじゃないですか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 設置要綱という点におきましては、この協議会の大きい骨組み、骨子というところまでまとめさせていただいております。2月12日の協議会におきましては、先ほど部長からもありましたよ

うに、事務局側から、ここをもって（案）をとらせていただきたいというふうな御説明があったところかと思ひます。ですが、現実といたしましては、この要綱、骨組み、骨子となっておりますので、実際のところは今後、第2回目を協議会として実施していく中で、具体的な運営方法等については、参加されている委員の皆様と一緒に決めて構築していく、そのように考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今の御答弁ですと、同意されてない、同意してないということによろしいですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今議員から御質問がございました参加されてる委員の皆さんと私ども、共同でこれは運営していく協議会でございますので、疑義等がある場合につきましては、当然これを一部変えていく、見直すという事は行っていけるもの、そういうものと認識しております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 住民の方が、この同意を得られてないと思ひます。その大きな問題点は何だと認識してありますか、その問題点は何だと認識されないと、してないと、それを解消するための方策って、この後どういふふうにしていくかってわかんないと思ひますね。だから、それをまず認識されてるかどうか伺ひます。

○環境部長（田口茂夫君） 準備会の第1回目、2回目、それと2月12日の協議会の中で、住民の方からは、この協議会の当初の予定でございますと、この設置要綱等の議論をしたいというふうなところで、協議会等の開催はさせていただいたところでございますが、住民の皆様方からは、施設の場所の問題ですとか必要性の問題が多く意見は出ていたというふうな認識をしております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） そのあたりの認識は、私と一緒に問題ないです。

まず、その前にもう一つちょっとお聞きしたいんですけども、この会合に参加できる資格ですね、その定義を教えてください。参加住民の範囲です。

○環境部長（田口茂夫君） 施設中心から半径200メートルの範囲内を含む自治会、管理組合、それと施設整備の隣接道路を生活道路として想定される自治会、管理組合、それを超える範囲といたしまして、施設の中心から半径800メートルの範囲の自治会、管理組合の方々のそれぞれの代表される方または選任者というふうな形になっております。

○21番（床鍋義博君） マンション管理組合の定義というのは非常に納得できるんですけども、これ管理組合というのは、基本的には全住民が組織するものなんで。ただ、自治会に関しては少しお聞きしたいことがあるんですけども、自治会の加入率というのは何%ですか。

○環境部長（田口茂夫君） 今回の地域連絡協議会の設置に当たりまして、一番大きいところが800メートルということになります。その全体の自治会、管理組合全体が44団体というふうなところで、自治会自体はそのうち20というふうな形になっております。

○21番（床鍋義博君） 私が聞いたのは、自治会自体の加入率ですよ。おおよそで結構です。もうわかっているんですけどね。お聞きします。

○環境部長（田口茂夫君） 40を若干下回る程度かなというふうな認識をしております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） となると、残りの60%強の個人の方が、この話し合いに参加するという余地は今のところないと考えてよろしいですか。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほど私が答弁をさせていただいた40%弱というところには、マンション管理組合が入っておりませんので、マンション管理組合を足しますとそれ以上、6割近くになるかなというふうには思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 管理組合に関して問題にしてない。だから自治会に関してだけ取り上げて言ってるんで、そこを合わされてもしょうがないんで、まあどちらにしても40%のところの個人に関しては、これから意見を聞くというところではどういったことで捉えているのかということをお聞きます。

○環境部長（田口茂夫君） 今回の地域連絡協議会以外のところにおきましては、小平市、武蔵村山市、当然東大和市も含めて、それぞれ市民の方々、これは桜が丘地区等だけではなくて全域ですね。そういった方々に対しましても、説明会等を実施していくというふうなところの段取りをしている段階です。

以上です。

○21番（床鍋義博君） そうなると、この800メートルの範囲内に入っている自治会に入っていない方に関しては、いわゆるそれ以外の——それ範囲外の住民と同様の扱いということによろしいですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 昨年の準備会を開催するに当たりまして、施設から半径800メートルというおよその範囲の中で、当然自治会等に入られてない方もいらっしゃるということで、その際には一定の方を集めていただいた形で団体をつくっていただければ、そのような中で昨年は参加できる方向で検討したいというところを図ったところでございます。ただ、結果的にはそのようなことがなく、結果的に自治会、管理組合という形に、現在44団体になってるところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 私は、この自治会に入っていない方も、この廃プラ施設によって著しく影響を受けるというふうに思っています。今後の進め方なんですけれども、この点も十分留意して行うことが必要と考えております。先ほどその範囲内に入っていて、自治会に入っていない方は、ある一定のグループをつくって、そこから代表を出してという話だったんですけども、なかなか、去年の12月にぼんと話が出て、この1月、2月の中でそういった話し合いで、その中から代表が出るというのは難しいと思うので、今傍聴という方法はありませんけど、傍聴はあくまでも傍聴で意見を言えるわけではないので、その周辺の自治会に入っていない住民の方の意見を取り入れるような方策をとっていただくようお願いいたします。

先ほどの話にちょっと戻りますけれども、目的の共有化についてですね、なぜ参加された周辺住民の方が、この協議会の目的に同意できなかったのか。原因はたくさんあると思いますけれども、1つは準備会のときに配付された資料の（仮称）施設整備地域連絡協議会設置に向けてという資料の初めにという文章の中に、「3市共同資源物処理施設は、3市の将来にわたり廃棄物処理を安定的に実施するため、また、不燃・粗大ごみ処理施設の更新、今後のごみ焼却施設の更新という喫緊の課題に取り組んでいくため、3市のごみ処理の枠組みの中で重要な位置づけにあり、市民生活に必要不可欠な施設として、3市が共同して公設で整備を進めることとしています。」とあります。前段の処理施設の更新、焼却施設の更新というところに関しては、これは年数がたってるものですから、このまま理解できます。しかし、その後の市民生活に不可欠な施設という記述や3市が公設で整備を進めることとします、というところの結びつけが非常に唐突で、論理的に破綻があると思います。まず、この市民生活に不可欠な施設ということですが、この計画からもう10年ほどたってるわけですよね。10年ほどたってるけれども、不可欠な施設がないまま長い期間が過ぎてる。現在はどうか処理しているのか

というところが、周辺住民の方はまず気になるところだと思うんですけど、それはどうですか。

○環境部長（田口茂夫君） 桜が丘に建設をする施設の内容につきましては、現在、当市におきましては暫定施設として処理をしているものもございますし、また武蔵村山市のほうに委託をさしていただきまして、廃プラですね、こちらのほうは武蔵村山市のほうで、そちらのほうに搬出しているというものもございます。また武蔵村山市、小平市におきましては、それぞれの市において適切に処理をされてるというふうに認識しております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） それでは、市民生活に不可欠な施設であるけれども、現在は民間の施設を利用しているところもあるという記述に改めるべきではないですか。これは誘導性が非常に高いというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほどお話をさしていただきました内容と重複しますが、武蔵村山市、小平市、東大和市では、今現状そういうふうな処理はしておりますが、民間の施設などの不安定要素など等もありまして、平成19年以降、議論をしてきた結果の中で、こういった位置づけになってきているというふうな形でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今民間が不安定というふうに御答弁いただいたんで、その不安定とされる理由をお聞かせください。

○環境部長（田口茂夫君） 当市で民間施設に出しているものが廃プラになりますけども、そちらの施設がどうなるかわからないという状況、また当市に置きましてから東大和市以外に、現在、武蔵村山市になりますので、武蔵村山市から許可を得て、初めてそちらのほうに搬入できるというふうな状況なども総合的に考えますと、不安定であるというふうな状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 民間だから不安定だということに関しては、少しデータが必要だと思いますよ。例えばこのような業者が何社あって、この何年間の間に何%潰れたとか、そういう話でなければ、安定したか、不安定だかというようなことにはならないと思います。

次に、この公設で進めるって案件ですけども、以前にもこの議会で指摘したように、公設に至るまでの過程が全く明らかにされておられません。誰がどのような権限でということですかね、再度お聞きしますけれども、これいつ、誰が、公設で、また桜が丘2丁目ですね、建設予定地と決定したのでしょうか。この民間との比較があったのか、候補地の選定の過程があったのか。こういうことがないと、いきなりそこにしますよって話にはならないと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょう。

○環境部長（田口茂夫君） 19年の理事者合意の中で、原則、公設とするというふうな表現が——文書がございまして、そこで決定をしているというふうに認識しております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） その19年の理事者合意なんですけども、それは2月12日に行われたこの協議会のときに、衛生組合の管理者である小平の市長が話した、市長同士で決定したと、そういうことであるというふうに認識してよろしいですか。

○環境部長（田口茂夫君） 現在の3市長ではございませんが、当時の市長が決定をしてるというふうな案件だ

というふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 私は、この2月12日の協議会で、そのように小平市長が市長として決定したと言ったことを聞きましたので、その際、住民の方から、そんな重要なことは市長が勝手に決められないのではないかというような質問をしたところ、どういう答えが返ってきたかというと、私は市長ですよ、一般の人とは違うという発言を、これされてました。

私は、もちろん市長というものは、有権者による選挙で選ばれて行政権を行使することを負託されてるという点では非常に尊重します、そういう権限というんですかね。ただ、それは決して全権を委任するような白紙委任状ではないというふうに思うんですね。特にそういうことだからこそ議員も選挙で選ばれて、チェック・アンド・バランスが成り立つような二元代表制という制度をとってると思うんですよ。住民にとって、特に大きな影響を与えるようなこういう問題を、市長のみで、これ決断できるとお考えでしょうか。これ実際には決断したわけですけども、それでいいのかどうかということをお聞きします。

○ごみ対策課長(松本幹男君) これ議員も御承知のとおり、一般論でございますが、廃掃法に基づきますと、市町村に一般廃棄物の処理責任、また自区内処理というところも法の概念に含まれております。そういったところから考えますと、一般的には公設でやっていくという、そういった姿勢をとらざるを得ないのが実情でございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) ちょっと論点がずれましたよ。公設ということよりも、私が今論点としたのは、こういった重要なことを市長同士の話し合いで決定することに関してどうなのかと聞いているわけです。

○環境部長(田口茂夫君) 今課長からお話がありまして、基本的な法律上では市町村の適切な処理するものがございますので、そういったことから市長が基本的な、一定の判断をする必要性はあるかというふうには考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 重ねて言いますが、市長が選挙で選ばれて、そのような行政権を持つてるということに関しては異論を挟んでない。ただ、これだけ大きい影響を与えるものに関しては、市長の独断で決めてもいいものかと。住民の理解を得るために、その前にやるべきことがあるんじゃないかということ、私は今言ってるわけです。そこのところが、住民の方が一番大きく納得できない理由なんだなというふうに私は思っていますし、そういうふう聞いています。周辺住民からすれば、議会や周辺住民への説明がなしに、秘密裏に3人の市長が一方的に決めた、もちろん今の市長ではないですよ。ないですけども、しかしその後、東大和市議会の決議や状況の変化があって、東大和市長、これ前の市長ですよ、これも。受け入れ困難の表明をしたという経緯がこれあります。仮に百歩譲って3人の市長の合意が有効であるならば、その後の当事者が撤回したということも、これ有効なんじゃないですか。合意は有効だけど、撤回は無効だというのはつじつまが合わないというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 確かに平成22年に、当時、東大和市におきましては建設が不可能であるということで、そういった申し入れをされた経緯というのは、私も承知はしてございます。その後、当市におきましては、3市で調整をさしていただく中で、2品目で実施をするということに関しまして、市議会の全員協議会におきましても御説明を申し上げるなどしまして、こういった段階を踏んで説明はしてきてるといふような認識を持

ってるところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 全員協議会での説明は受けました。これはあくまでも説明であって、それ以上でも以下でもないです。いわゆるこの迷惑施設と呼ばれるものは、周辺の環境を著しく変化させるわけですよ。それだけではなくて、その周辺の地価とかにも影響することから、住民の財産価値の一部を奪ってしまうほどの影響があるというふうに思います。だからこそ適正かつ厳格な手続がされなければいけないというふうに思っておりますが、この点に関してはどうですか。この大きな影響を与えるという考えで、これに対しては慎重な手続が必要だという考えに関してはいかがですか。

○環境部長(田口茂夫君) この施設は、必要な施設であるということで、我々は事業のほうを進めているところでございますので、これは東大和市のみならず、全国の自治体におきましては、ごみ行政におきまして適切な処理をしていかなきゃいけないということでございますから、そういったことで我々としては取り組んでいるというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) いや、その考えはわかるんですよ。それじゃなくて、要はそういう施設をつくるときに、影響を与える、財産価値が下がる、環境が悪化する、そういった施設をつくるときに、幾ら必要だとしても、厳格な手続が必要じゃないか否か、それを聞いてるわけです。

○環境部長(田口茂夫君) 施設の建設に当たりましては、地域住民の方々、関係する方々に説明は当然必要だというふうなことをもとに、今回も地域連絡協議会を設置し、市民の方々から御意見を賜りながら、取り入れられるものは取り入れた施設にし、また環境につきましても配慮した施設を建設していく必要があるということから、こういった協議会を設置しているという状況でございます。また地域の皆様のみならず、3市におきましては3市全体の問題でございますので、それぞれ情報提供し、基本構想案におきましては、市民全体から御意見をいただくような手続を考えているところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 衛生組合と3市ですよ。この施設建設というのは喫緊の課題であって、時間が迫っているから建設しなきゃしょうがないという論法を周辺住民の方に押しつけてるように思います。これまで10年も期間があったにもかかわらず、行政が適正な手順を踏んで綿密な準備を怠ってきたから、このような事態になってるわけであって、それをまるで住民に押しつけて、桜が丘の住民が無理難題を言っているような言動がたびたび見られます。これすごい失礼きまりないというふうに思いますが、そのような態度を続けるのであれば、住民の同意というのは、これ永遠に得られないんじゃないかなと思います。そういうようなことを今後も続けていくのか、態度を改めてちゃんと認識を変えて説明をしていくのか伺います。

○環境部長(田口茂夫君) 施設の建設に当たりまして、今回、地域連絡協議会を設置し、市民の皆様との意見交換をさせていただくということが、この連絡協議会の私は大きな意義があるものだというふうに認識しております。それは行政側のほうにおきましても、地域の皆様方の御意見をその施設にどうしたら反映できるかという機会の設置とともに、地域の皆様におかれましても、そういった意見を述べる場があるということで、そういった意見交換ができる場であるというところを御理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) では、少しちょっと質問を変えます。

(仮称) 総合福祉センターの建設に関しては、これも周辺住民の方など、反対がありました。私も住民の方から、そういう声も聞きましたし、市の担当者との双方の話を聞きました。何とか合意点が見出せないものかなという話し合いを続けて、その中で市と市民との話し合いの中で双方の妥協点というか、一致点というものを見つけて合意をしたということですね。これは非常に私はよいことだったと思います。そして、その周辺住民の方たちの、今後、同意書とか確認書とかというのを交わす、交わしていると思うんですけども、これはどのようになってますでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) (仮称) 東大和市総合福祉センターの施設整備に関しましては、施設整備を行う社会福祉法人のほうで、国や東京都から施設整備費の補助金を交付しながら、その法人の資金等を活用して建設してもらうものでございます。このたびの御同意をいただいているものにつきましては、特に特別養護老人ホームの整備に関しまして、その審査基準の中で周辺住民の同意が必要ということで、東京都のほうの補助の担当の方からの説明をいただいているところでございます。そのため、建設予定地の近隣の土地や建物の所有者の方々等に対して、御理解をいただけるように、御同意をいただけるように、説明会等を実施させていただいているところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) それは、その確認書を、話し合ってるその場ですね、あるマンションの方から、今後、交付金に絡む件では周辺住民の確認書をとっていくのかっていう発言があったと思いますが、それはいかがでしょう。それで、それに対してどういう返答をされたでしょうか。

○福祉部参事(広沢光政君) それでは、説明会の際の回答の状況ということにつきまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

そちらの説明会におきまして、まず同意についての御質問がございまして、こちらに関しまして担当副参事のほうから、同意については今回の特別養護老人ホームに限ったことであるというような御回答をさしあげました。その後、私のほうから補足的な説明といたしまして、今回の件については都の定めによって補助金申請に対して同意が必要であるということで、いろんな施設がある中で、全ての案件に同意が必要となるものではございませんというような回答をさしあげました。それに対しまして、住民の方から、都の補助金が出る案件について同意が必要なものについては同意を得るのかというような御質問がございましたので、そう思いますというような御回答をさしあげたというのが状況でございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 私が複数の方から聞いた話と大体合っております。ですから、今後そういう都のですね、都と限らず国も含まれるのかもしれませんが、一応都と言ったので、東京都の補助金が絡む問題に関しては、今後とも同意書をとっていくという方向でよろしいですか。

○福祉部長(吉沢寿子君) その市として求めていくのかということにつきましては、今回の総合福祉センターに関する、あくまでもその中の特別養護老人ホームの建設施設整備費補助金を、東京都からの補助金の交付申請をするに当たって必要な同意ということでございますので、あくまでもその特別養護老人ホームの施設整備に関して御同意をいただきたいということで、説明会で御説明をさせていただいているところでございます。それ以上のことは、私どもの所管部としては、その説明会の際に当然お答えできる範疇のものではなく、あくまでも特別養護老人ホームの施設整備補助金の交付に当たっての御同意ということで、御説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) それだと先ほどの答弁とは、ちょっと違うんじゃないですか。さっき都の補助金に絡む案件に関しては、今後とも同意書をとっていくということでもいいですかって言ったら、いいですという話の答弁をされたと思うんですけど、いかがでしょうか。

○福祉部参事(広沢光政君) 先ほど申し上げたのと同じことになりますけれども、都の補助金が出る案件について、都のほうで同意が必要とされるものについて同意を得ていくということで、当然今、福祉部長のほうからもお話がございましたが、その前提として、福祉施策を前提としての上でのお答えということでございます。以上でございます。

○21番(床鍋義博君) これ情報公開請求で記録を見ますと、結局、説明会の後、補助金申請のために、同意書をとりたいということでしたけれども、この事案だけのことというふうに今おっしゃってますけれども、これ質問された住民の方は、実は念頭には、この廃プラ処理施設についての同意書のことがあったんで、そういったことも含めて、そういう意味合いで質問をされてるんですね。ですから聞き違いということは、すごくないと思うんですよ。それを確かめようとして、これ情報公開請求の後に、これ議事録をつくるときに、録音データだったと思いますけども、この録音データというものは、今どのようになっていますでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) まず前段の前提として、そういう御趣旨での御質問ということに関しましては、私も福祉部としてお答えできる範疇のものではございませんでした。また、そのような御質問の背景に、そういった趣旨があったということを私どもは全く想定できませんでしたので、あくまでも特別養護老人ホームの施設整備補助金ということの同意が必要ということを念頭に置いた上での御説明をさせていただいたものでございます。

それから、録音テープにつきましてはあくまでも——その録音のデータに関しましては、あくまでもそれは記録を作成するための備忘録的なものでございますので、現在ではそれはもう保有しておりません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 今ないとなると、これ消したということなんですかね。そうすると、これ情報公開で記録を確認して、その市民の方の記憶と違ったなといったときに、確かめる方法というのはないと思うんですけども、それはこの記録と録音データというのを照合したいっていうようなことがあったときのために、普通とおかないですか。これはこういう規則になっているんですか。記録をつくった後はすぐ消去する、そういう規則になっているんでしょうか。

○総務部長(北田和雄君) 文書管理の話になると思いますので、その点で説明します。

市の文書管理は、ファイリングシステムを採用しています。ファイリングシステムというのは、原本保管主義でございます。ですから正式な文書ができた段階で、文書作成にかかわる資料については極力廃棄をして、情報のスリム化を図るという文書管理システムを導入しております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 情報のスリム化というふうにおっしゃったんで、後の文書管理にもちょっと入っちゃうのかもしれないんですけども、これ録音するときって、テープで録音するんですか、それとも今ICレコーダーって手軽なものがあるんですけども、どちらで録音されるんですか。

○総務部長(北田和雄君) ケース・バイ・ケースだと思います。

○21番(床鍋義博君) 今回の件に関してはどちらですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今回につきましては、ICレコーダーということでございました。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ICレコーダーであれば、基本的には情報のスリム化しなくても、基本的には価値ないものですから、幾らでもとっておける。物理的には、幾らでも言ったら無限ではないですけども、音声記録なんていうのは、すごくファイル数も少ないですから、とっておけると思うんですけども、それをスリム化だからすぐ消去しちゃうというのも、ちょっと納得できないんですけど。

○総務部長（北田和雄君） 先ほど申しましたとおり、文書管理の一般論としてお話ししました。テープのことで言ってるわけではございません。ですから公文書は、正式な行政文書ができた段階では、原本主義と言いましたとおり、原本が唯一の行政文書になりますので、それを保管していくと。

それからスリム化の話と、それからICレコーダーだから場所とんないじゃないかという話は、これ議論がちょっと違うと思いますが、まず情報公開の対象となる文書というのは何かということ、まず前提で考えなきゃいけないと思うんですね。情報公開の対象となる文書は行政文書でございます。これ情報公開条例上どう定義されてるかといいますと、職員が職務上作成し、また取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するものというふうに定義されております。ですから職員が組織的に用いるもの、我々これ通常、組織共有文書というふうに呼んでおりますけども。ですから、正式な会議録ができたということで、それが組織共有文書でございますから、それ以外のものは、それをつくるための職員の個人的なメモ的なものは、情報公開対象の組織共有文書という位置づけではございません。ですから正式な会議録ができて、それが公文書として保管されれば必要なくなるんで、廃棄はされていくということでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） その組織共有文書というのは、定義はよくわかりました。ただ今、北田部長がおっしゃった個人的なメモに関しては、だけど今回この録音データというのは個人的なメモとは違うんじゃないですか。

○総務部長（北田和雄君） 会議録をつくるための個人的備忘録でございます。

○21番（床鍋義博君） 会議録をつくるために、組織で行わないで個人で行うんですか。個人というのはどういう定義で、公務員ですから個人でも組織の中の一員ですから、組織としてとっておくんじゃないですか。

○総務部長（北田和雄君） 当然職務でやってますから、個人というのは職員という意味でございます。ですから、組織共有文書として組織的に共用される文書をつくるまでの過程のものでございます。それを備忘録というふうに言いましたが、これはメモであったりすることもございますし、いろんな形態をとるかと思えます。ですから、事実、会議録ができますと、大体ほとんどの場合は、それをつくるための資料は破棄されて、会議録が正式なものとして情報公開文書の対象になっていくというのが、これが一般的なことでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） となると基本的に、もし、これ言い方、申しわけないんですけども、備忘録的な録音データから、何といひかね、発言をある1カ所だけとって、会議録なりをつくってしまったら、それを確かめる手段というのはもう永遠にないというふうに認識してよろしいですか。

○総務部長（北田和雄君） これ会議録のつくり方の問題だと思いますけども、会議録の場合は2通りあると思えます。1つは逐語録ですね、一字一句そのまま起こすという会議録。これは大体、法的に会議録の作成が義

務づけられてるケースが多いようですね。あと、それとは別に要点記録という形で残すものもございます。いろんな、市では附属機関ですとか、説明会とかいろいろやりますから、それを全て逐語録で保管するのは困難ですので、要点記録という形で保管をしてきます。その会議録ですけども、職員が作成した後、組織的な処理をして正式な公文書としてやりますので、そこは公文書の位置づけになるまでの間に確認なりの行為があつて、ちゃんとした文書になってるというシステムになってるということでございます。

○21番(床鍋義博君) もしそうであるならば、今後こういった会議に関して、市民の方が録音したいと申し出た場合に関しては、私、録音許可したほうがいいと思うんですね。要は、そういったことも信頼性の一つにつながると思うんですよ。今までだと、結構録音できるものとできないものというふうにあると思うんです。それに関して、例えば会場にいる方が、これはもう録音とってもいいよという話であれば、市としてはこれに対応していくという考えはおありでしょうか。

○総務部長(北田和雄君) 一般論となりますけども、まあ録音をだめだと言っても、じゃメモはいいのかという議論になりますので、メモもいけませんというようなことはなかなか難しいんじゃないかと思えますね。ですから、ケースによっては控えてほしいということはあるかと思えます。それは事案の中身によるんだと思えますね。一般論としてはケース・バイ・ケースで録音なりメモとすることは可能でしょうし、ものによっては、例えば個人情報絡むようなものについては録音及び記録はやめてほしいという要請をすることもあるかというふうには考えますけど。

以上です。

○議長(尾崎信夫君) ここで10分間休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

---

午後 3時49分 開議

○議長(尾崎信夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番(床鍋義博君) 市民の方が録音データをこれからとるということに関しては、先ほど市長のほうで、住民との合意形成について市が重視してるという点で、丁寧な説明と適切な情報公開というふうにおっしゃいましたので、今後ともそういった委員会、協議会等、録音の申し出、基本的になくても、基本的に録音に関しては許可してほしいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

住民の合意形成について戻りますけれども、住民の合意形成というのは、基本的には行政に対する信頼感の問題が一番大きいというふうに思ってます。データを改ざんしたり、たとえそのようなことがなくても、そうとられないようにしていくと。そういったことを一つ一つ積み上げることによって、住民と行政が信頼関係になっていくのかなというふうに思っております。

しかしながら、現在、廃プラ施設処理、処理施設に関しては全くそのような形にはなっていない。先日行われた平成26年度の市長施政方針で、尾崎市長はこう言っております。「私は、開かれた市政と持続可能な市政の実現を目指し、市民の皆様の声に耳を傾け、市民の皆様とともに歩む市政運営を行ってまいります。」と。2日前におっしゃったことなんで、まだ御記憶にあると思えますけれども、また平成25年の1月8日に3市共同資源化事業に関する基本事項についてという文書が4団体で合意されました。その中で、住民の理解を得るための一致した行動について、4団体は3市共同資源物処理施設を整備するに当たって、想定地周辺地域住民の理解を得ることを前提とし、協調して事業を推進するというふうに書かれています。要は、難しいこと言わな

いです。市長の施政方針のとおり行っていただいて、このことをきちんと守っていただいて進めていけば——いってほしいというふうに思っているだけなんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 基本的に、今回、協議会を立ち上げさせていただいておりますので、周辺の住民の皆様御意見は其中で十分に聞かしていただく、そして御説明をさせていただくというのが一つの方法だというふうに考えております。

それから、3市全ての市民の方というところがございますので、また別個に周辺住民の方も含みますけれども、周辺以外の市民の方にも御理解をいただいたり、市民の方の御意見も賜るような説明をあわせてしていくということがございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） くれぐれも「想定地周辺地域住民の理解を得ることを前提とし」という文言を、忘れないようにお願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。

東大和市駅前の青梅街道と桜街道が交差する場所ですけれども、ここは以前にも指摘をさせていただきました。東大和市駅に向かって青梅街道を右折する際に、右折信号がないため右折の車両が余り曲ることができない。1台とか、全然曲ることができないこともあります、ちょっと青梅街道が混んでるとですね。この点に関しては、私以外にも他の議員もこの議会で取り上げたところではありますが、その際の御答弁では、先ほど御答弁ありましたように、歩行者と車両の信号を分ける歩車分離の方法で様子を見るといった方式ですけど、私は結構、もう1週間のうちに三、四日、あそこ通りますけれども、残念ながら問題は解消されておられません。そのあたり問題が解消されていないということに関して、市は把握されているのでしょうか。

○土木課長（木村哲夫君） 現地の東大和市駅前の信号機につきましては、私どものほうも昨年5月でございますが、東大和警察署とともに交通量の調査を合同で実施しております。通過交通ですとか右折、直進、左折というような台数も、このときに調査、カウントしておりますが、その中でも確かに青梅街道からの右折ということが、右折しづらいということの現状認識は持っている次第でございます。

○21番（床鍋義博君） 先ほど御答弁ありましたとおり、この場所は道路が直角に交わる交差点ではないので、右折用の信号をつけるのは難しいという話でしたが、この場合、市民の方が御不便を感じているということが多く聞かれます。以前にも、これ提案をさせていただいたと思うんですけれども、右折信号を設置するのが難しいのであれば、右折側の信号を時差式にすることは可能なんではないでしょうか。それ先ほど、昨年5月に現地を見ていただいたということなんですけども、ちなみにそれは何日間で、例えば平日の昼間なのかとか、一番混みそうな日曜日の大体夕方ぐらいとか、そういったことを教えていただきたいと思います。2点、お願いします。

○土木課長（木村哲夫君） まず先に昨年の調査の関係でございますが、5月30日、これ木曜日でございます。午前中に実施しております。右折信号のかわりの時差式という関係でございますが、こちら警視庁のほうでは検討している状況ではあると思いますが、その中で歩車分離の方式のほうがより好ましいという判断の中で実施したというふう聞いております。いろいろな、ここの交差点の信号機を変更する際に、警視庁のほうの交通管制の専門官のほうもいらしたことがございまして、その判断の中で時差式にということに決定して、現地のほうも今現在そういう扱いになっているというふうに認識しております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 時差式を検討したということだったんですけども、時差式を試したというわけではないんですね。検討をしたけれども、データ上必要ないとした判断、それでよろしいですか。

○土木課長（木村哲夫君） 細かい具体的な内容というのは、市のほうにも教えてはいただけないんですが、警視庁のほうの交通規制のほうの判断の中で、それがよろしいということで、今の信号機の取り扱いになっているというふうに認識しております。

○21番（床鍋義博君） 先ほど5月30日、木曜日、午前中ということで、多分1週間のうちでかなり、まあ5月30日は確かに月末なんで車が多いかもしれないんですけども、木曜日の午前中というのは結構少ないと思うので、できれば日曜日の夕方とか、そういったときに実施してほしいなというふうには思っております。

私がなぜ以前にも話して、今回またこの問題を取り上げたかといいますと、この交差点の先に、桜街道沿いには現在大型のスーパーが2件あります。私が質問させていただいたときは、まだ1件だったんですね。その後、1件、オープンしました。その上に、近くに大型のパチンコ店がオープン間近です。駐車場が800台ということ。その近くには、もう7月から恐らく入居されると思うんですけども、警視庁の職員用の住宅が400世帯ほど。家庭用と聞いてますので、そのほとんどが自動車を所有しているというふうに思います。また現在市が進めている廃プラ処理施設が完成すれば、これにも増して4トン車以上のダンプカーが、1日、120台往復します。その近くの市民広場には市の給食センターができるということで、配送とか、食事、食材を搬入する車両、これもふえます。その車両のほとんどが桜街道を通る。一部もしかしたら富士見通りを通るかもしれませんが、このあたりの状況を踏まえての今後の渋滞の対策ということを、公安委員会が認識をしているのかということ、それをちゃんと市が伝える必要があると思うんですね。そのあたりいかがですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市長答弁でもさしていただいておりますけれども、今後の施設整備といったものについては、やはりある程度できてきた段階、また一遍に全てのものができるということではございませんので、できていく段階で状況を見ながら、警察署と協議をしていくというような形をとっていく考えでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 先ほど来、述べている東大和市駅前の信号に関しても、全体のつながりの中で見ていれないといけないと思うんですね。もちろん東京都公安委員会のほうが専門ですから、専門性を持ったり、データとかいっぱい持つてると思われますが、いかなるデータでも、実際にそこを日々利用している住民の感覚ということを考慮に入れなければ、生きた行政にならないというふうに思います。そのあたりは市がちゃんと声を届けてるわけですから、それを公安委員会なり警察署なりに届ける必要があると思いますが、そのあたりはいかがでしょう。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほど東大和市駅前の交差点のお話もございましたけれども、実は5月30日の交通量調査には私も一緒に立ち会っております。そのときに、右折する車の滞留がどのくらいあるかといったようなことをあわせて調査をいたしまして、そこで例えば一日中、10メートル、20メートルの滞留長があり、交差点での危険性があるというようなことであれば、処理については、幹線については変わってくると思っておりますけれども、このときの調査においては、そこまでのものがない、または歩行者の安全を優先するというようなことでは、今の分離型の処理が好ましいだろうというようなことから、6月に、この調査を行った後に、南へ向かうほうの、立川方向へ向かうほうの青信号の点灯時間を5秒延長したという改良を、このときにはすぐにはさせていただいております。このように今、日々の利用者の感覚という御指摘でございましたけれども、そう

いったようなことはなるべく伝えるようにはしておりますけれども、交通処理の専門家にとっては全体的なところからの見方として、ほかのところでも行っているような処理の形を取り入れてるというふうに感じているところでございます。ただ、今後につきましては、今御指摘いただきましたようにいろんな施設ができてきますし、それに伴う発生交通量も出てくると思いますので、小まめに連絡調整をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、そうしていただきたいというふうに思っております。

次に、街路灯に関して先ほど御説明がありましたとおり、私も余り気がつかなくて、市民の方に指摘されて現地調査に行って、初めて気がついたぐらいなんですけど、やはり急に東大和市駅から桜街道に入って左折して、ちょうど東京ユニオンガーデンの前のあたりですかね、急にがくんと暗くなる。駅前が明るいもんですから、余計この差で暗く感じるのかもしれない。先ほどいろんな、ナトリウム灯だとか、私ちょっと知らなかったんですけども、やっぱり暗く感じるというところなんですけれども、街灯に関しては基本的には道路のため、要は車の視認性を中心に照度が決められるわけなんじゃないかな。

○土木課長（木村哲夫君） 今現在あります街路灯につきましては、あくまでも今議員のほうでおっしゃられたとおり道路照明としての照明でございます。東大和市の場合は、防犯灯を兼ねているような生活道路もございますが、基本的には道路を照らす照明ということで、道路の設計の際に、道路工事、設計の際に、その道路幅員等を考慮した中で、適切な照度を保つような、設計で大きさ、明るさですね、灯具の大きさとか構造ですとかというものを決定している状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） すなわち車のものであるということなんですけれども、実質的には街路灯の役割というのはそれだけではないというふうに思うんですね。その場所ごとによって用途が違うっていうふうに考えてもいいと思います。例えば余り歩行者が通らないような場所であれば、車の視認性を中心に考えるのもいいのかもしれないけれども、駅前や人通りの多いところに関しては、別の基準があってもいいというふうに私は思っております。例えば車が走行しやすいという意味を超えて、歩行者や自転車の安全対策として街路灯を増設するということは、なかなか予算措置とらないといけないので大変だと思うんですけども、もちろん次に言うLED化もそうなんですけども、そういうLED化に関してはどのように進んでますでしょうか。LEDにすると照度がこう、先ほど言ったナトリウム灯よりはかなり明るいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○土木課長（木村哲夫君） 先にナトリウム灯のほうのお話を申し上げますと、ナトリウム灯は霧が発生した際ですとか、小雨、雨の関係ですね、こちらのときには明るさが保てるって申しましょうか、比較的光が通るような構造でございます。また水が道路上にたまっているような状況ですと、その水面を映すのにナトリウム灯のほうは効果があるという性質がございます。ただ、ナトリウム灯につきましては、色がオレンジ色をしていますので、一般的に蛍光灯ですとかLEDの照明に比べますと暗く、ぼわっとした感じの暗さが感じられるというような性質がございます。

そんな中で、東大和市のこの駅前の桜街道の照明でございますが、やはり今現在、蛍光灯が北側の電柱のほうから南に向いてついているような状況でございますが、南側の歩道につきましては20ワットの蛍光灯ですとか、そういう小さいワット数のものがついておまして歩道を照らしてるというような状況でございます。こ

んな中で、その20ワットの蛍光灯をLEDにして、ワット数が大きいものにすれば、またかなり明るさも、白い光でございますので、変わってくるのではないかとということで、今現在ちょっとそこの駅前の付近の街灯につきましては、LED化を図っていきたいということで検討している最中でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。

ぜひ、LED灯で少しでも明るくしていただけたらなと思っております。実際にこれまで何度か信号機設置について取り上げて、このユニオンガーデンとオーベルグランディオの間の道ですね、二小に行く子供たちがたくさん通るところですけども、やっぱりこの道に関しても夕方の右折や左折の際には、やはり暗くて、歩行者だと歩みが遅いのでそれほど問題ないんですけども、自転車なんかだとすぐスピードが出てるので、これに関してもスピードを落とすためにポールを立てていただいて非常に感謝をしておりますけれども、まだその間を縫ってすごいスピードで来ると、なかなか暗い状況だと視認できにくい。そのあたりも検討していただくと非常に助かります。よろしく願います。

今回この地域だけを捉えましたが、ほかの地域でもそういった交通量とか、住宅がいきなりふえて人の量とかがふえてくると、そういう問題も出てきますので、先ほどから申し上げましたとおり、その時々、折を見てそういう問題のありそうな箇所を見てきていただけたらなというふうに思います。

3番目の質問に入ります。

市役所の文書管理に関しましては、膨大な資料が保管されてると思っておりますけれども、もちろんその保管場所というのは無限ではないというふうに思いますが、この電子データに移行することで、場所的な問題はかなり緩和されるんじゃないかなというふうに思うんですね。

そこでお聞きしたいんですけども、現在市役所が保管する書類のうち、何%が電子化をされている状況でしょうか。

○総務部副参事（伊野宮 崇君） 文書の割合として、電子的な文書が何%あるかということは、ちょっと手元に資料がございません。ただ市役所の事務処理というのは、紙文書処理が基本でありますけれども、議員が御指摘のとおり、やはり保管場所の問題がございますので、できることから電子化を試みているということでございます。現在基幹系システム、あるいは福祉総合システム等の導入によりまして、課税ですとか国民健康保険、あるいは住民基本台帳など、大量な情報を処理する事務につきましては、市長が指定した電子計算組織において台帳等を電磁的記録のまま電子計算組織の中に保管することができとなっております。この事務が、今47情報でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 確かに全体のうち何%かというのは、なかなかお答えにくいと思っておりますけれども、じゃ逆にちょっとお聞きしたいのは、市が管理する文書の中で法律や条例等で原本の保管が必要な文書というのは大体どれぐらいあるでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 全体的にそういうことを調査したこともないんで、正直把握はしてございません。ただ、現状で、さっき言いましたとおり大量な台帳以外は、やはり現在では東京都や国からも紙で来ますので、市としても紙の文書で保管をしてるという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 確かに都や国から文書で来るので、それは保管しなきゃいけないかなと思うんですけ

ども、例えば今度、じゃ市役所内で文書を作成する段階、これ今、文書を作成するときに、ほぼ手書きは余りないと思うので、パソコンで作成することが多いと思うんですけども、もう既にある文書をスキャナーで取り込んで電子化するというのは、もうすごく手間もコストもかかると思うんで、そういうことは求めてないんですけども、これから作成する文書に関しては、原本性が先ほど申し上げましたとおり担保されないものを除いては、できるだけ電子化したほうがよいというふうに思っているんですね。それに関しては、今後計画としてそういう方向にいくのかという、そういうような計画みたいなものはあるんでしょうか。方針でもいいです。

○総務部長（北田和雄君） 一般文書の電子化ということになるかというふうに思います。ただ公文書として電子化する場合は、公文書の場合、決裁という行為がつかますので、決裁が電子化されないことには、文書を電子でつくっても、プリントアウトして紙に打ち出して決裁行為をとらなきゃならないと。それが原本になってしまいますので、どうしても紙で保存をします。これが電子決裁で、電子媒体のまま決裁までできれば、電子媒体のまま保存するってことは可能でございます。

それで、それは通常文書管理システムというふうに言われて、システム化されたものがあります。事実、導入してる市も26市でもございます。15市あるんですが、文書管理システムを導入してる市がですね。その中で11市は電子決裁を入れてます。ただ、それを、内訳を見ますと、文書の全てを電子決裁でやってる市というのは2市しかないんですね。あとは50%以上が3市、50%未満が5市というような状況ですので、まだなかなか決裁まで電子化っていうのは進んでないと。市としても文書庫の問題はどうしてもありますし、効率性の問題もあるんで、電子化は進めたいと考えてます。

過去に、平成22年ですかね、民間業者のほうでこの文書管理システムの実証試験の誘いがありました。市としても、これに参加してみました。しかし、システム自身、まだ成熟されてなくて、なかなか実務にはたえられるものではないという状況だったことはございます。今後の方向としては、市独自でこのシステムを開発するには、やはり費用がかかりますので、通常、今システム導入の場合、クラウド化というのが一般的な流れです。経費も安く上がりますし、あとデータの二重保管もできますので、それが一番メリットがあるというふうに考えてますので、クラウドシステムで将来的に導入したいというふうには考えているところです。ただ、いつになるかはまだ今のところ見通しが立ってるわけじゃございません。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今、北田部長のほうからクラウド化という話が出たんで、これから言おうとしてたことを先に言われてしまったんですけど、ぜひ場所的な問題だけじゃなくて、データ化した情報をクラウド化すると、外部に保管する、内部のデータセンターということもありますけども、基本的にはクラウドですから外部のデータセンターで管理するということになります。そうすると、震災等で市役所機能がとまった場合に、非常に復旧が早いということも考えると、BCPのビジネスコンティニューイティープランなども策定されてると思うんですけども、あわせてそういうことを、デジタル化の対応をしていくことで、すごくメリットが出ると思います。

もう一つ、電子化して有意義だなんて思うのは、文書を探す検索機能ですよ。これ全部文書ですと、索引とか、どういうふうに文書を探すのかはちょっと私、知らないんですけども、索引とかで文書を引っ張り出すと思うんですけども、電子データだと検索ワードを入れることによって、必要な文書が幾つか候補が出て、そこから選べるというふうになると思うんですね。今市役所ではグループウェアを導入してると思うんですけど

も、そういったところでデータを共有して、一々文書を参照しに書庫まで行かなくてもいいと、そういったことはとられているのでしょうか。

○総務部副参事（伊野宮 崇君） 今御質問のことは、庁内LAN、つまりグループウェアのことだと思いますけれども、これにつきましては平成21年度から導入しております。グループウェアは情報伝達機能として、まずメール機能、それから掲示板機能、共有情報機能、会議室、庁舎の予約管理機能等がございます。メール機能というのは、インターネットメールと同じように、特定のものに対して情報を伝達する方法ということになります。添付ファイルもつけることができます。掲示板機能というのは、基本的には全ての職員に通知する事項ですね。例えば1つ例を挙げますと庁用車の運転のスローガンですとか、市報の掲載情報の募集などを出すときに使います。それから共有情報機能、これは例えばそうですね、出張命令ですとか研修命令の様式などをそこに置いとくまして、必要な職員がそこからダウンロードをすると、こういう機能でございます。それから会議室や庁用車、この予約も、このグループウェアではできまして、今までは書面でこれを申請してたんですけども、そうではなくて、もう電磁的情報として所定の画面に入力することで予約ができると、このようになっています。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） データを電子化するということは、使うほうもなれが必要だと思います。庁内LANを生かして、そういったことで少しでもなれて、少しでもデジタル化をしていただけると、紙の媒体がだんだんだんだん減っていくと思いますので、進めてほしいというふうに思っております。

次に、外部ですね、要は――からの外部に対して連絡、外部からの連絡についてですけれども、もちろんこれ、私の議員個人に宛てたりとか、そのほか各種委員会でありますよね、市民の方が選ばれて委員会とかあると思います。そういったところに、先ほどの話だとファクスだったり電話だったり、郵送だったりという話だったんですけども、私のところにもいろんな方法で来るわけですね。ファクスだったり、議員控室に置いといたり、郵送だったりすることがあります。

1つお聞きしたいのは、郵送するとやっぱり郵送料がかかると思うので、これは郵送しかもう手だてがないと、ファクスもなければ議員控室もない、そういう人だったら別かもしれないですけども、そうでない、代替がきくものに関して、郵送に関してはしなくてもいいというふうに逆に私のほうから申し出ましたら、そういう取り扱ってできるのでしょうか。それとも一律に、規則があって、その規則に基づかなければできないという、そういうことなんでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 議員の皆様への情報提供ですけども、基本的には議会事務局のほうに情報提供しまして、議会事務局のほうでファクスで皆さんに情報提供されているというのが基本的な流れでございますが、ただ量の多いものについてはファクスは当然無理ですので、そういった冊子ですとか量が多いものについては郵送だったり、人だったり、控室配布ということで対応してるということでございます。

○21番（床鍋義博君） 先ほどの電子データに少しまた戻んですけども、これメールを活用して、それに電子データで添付ファイルという方式に関しては、今できないもんですか。これもしできないとするんだったら、それは検討課題には上がってないのでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 電子媒体で文書とか資料を作成してるケースが多いですから、メールアドレスがわかれば電子媒体でメール送信というのは技術的には可能でございますが、ただ我々、議員さん個人のメールアドレスも把握はしてございませんし、まず議員さんへの情報提供の場合、議会事務局を経由して情報提供して

おりますので、私どものほうでその点について言及できる立場にはないというふうに思っております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) ということは、議会事務局で取り扱いを変えれば、それは可能ということによろしいですか。

○総務部長(北田和雄君) 求めがあれば、我々のほうは電子媒体で情報を提供することはできますというところまでですね。

以上です。

○21番(床鍋義博君) ありがとうございます。それが聞きたかったので、それはすごくいいことだと思いますので、よろしく願います。

文書管理についてもう一つお聞きします。

外部から市に文書が届いた場合に関して、今どういうふうになってるのでしょうか。これ場合分けをしてほしいんですけども、市役所内、市役所の個人宛て、市長宛て、議員宛て、どういう取り扱いになっていますでしょうか。

○総務部長(北田和雄君) 外部からの文書が来た場合、一般的には郵送が多いですので、郵送の例をとりますと、この取り扱いは文書管理規則に規定がございます。どうなっているかといいますと、市長部局で收受した文書については、文書課長は全て開封し、收受印を押して仕分けをします。担当のところに文書を渡していくということになります。ただ、非開封という文書もございます。これについても規定がありまして、親展文書、書留等文書、現金書留等の扱い文書、それから図書印刷物とか、あと開封しないほうが適当だと認められる文書、これらについては開封をしないでそれぞれの担当課のほうに仕分けをしております。それで行政委員会につきましては、行政委員会の宛て先がはっきりしているものについては、開封をしないでそのまま行政委員会のほうに送付をします。文書管理規則上は、受け取った行政委員会が、行政委員会は文書課長ってありませんから、庶務担当課長が開封して收受印を押すという規定にはなっております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) そうすると、議員に宛てた文書に関しては、個人宛てになった場合は、基本的には開封しないで議会事務局のほうに来るという形によろしいですか。

○総務部長(北田和雄君) 議会宛ての文書であれば、開封しないで議会のほうにそのまま仕分けをするということになっております。

○21番(床鍋義博君) 先日、私ではありませんけれども、同僚議員宛ての郵便が2回にわたって開封されて届いたということを聞きました。その経緯について詳しく聞いてもしようがないんですけども、こういうことが起こると、基本的にこれは、それは間違いだったというふうに認識していた、それともこれは通常な手続だったんでしょうか、それによってちょっと質問をかえます。

○総務部長(北田和雄君) その件でございますけども、原則的には先ほど申しましたとおり議会は長部局とは別ですから、議会宛てとわかってれば開封はしないでそのまま議会のほうに仕分けをします。この件につきましては、海外郵便で宛て名が英字だったというようなことがあって、仕分けする人がどこに分けていいか判別がつかなかったと。それで、あけることで仕分け先を確認するというので、あけてしまったということでございます。ですから、全てあけるということではなくて、本来であればあけないでそのまま議会のほうに仕分けされるべきだったものを、仕分けの職員の知識不足ということもあって、開封してしまったということでご

ざいます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 間違いであったということを認めていただいたので、これ以上そのことについて余り申し上げませんが、基本的に議会、議員に対する文書というのは、議会と市当局って、時によってはチェック・アンド・バランスが働いて、利害が対立するようなこともあります。そういったものを開封することのないように、厳重に規則を適用していただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、都市マスタープランについてお聞きします。

都市マスタープランについては、非常に重要な位置にあると思いますが、先ほどの御答弁で市民の方の参加が16名ということは、これはかなり少ない人数の参加なので、今後はいろんな形を変えて行っていくということだったんですけれども、マスタープランというものに関しては、まちづくりの大きなビジョンという意味では、一番概念では上位にあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○都市計画課長(當摩 弘君) 都市マスタープランの位置づけですけれども、市の計画の中では総合計画の下に位置するような計画となっております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 済みません。そうですね、総合計画の下にある。ということは、その下に今度つく具体的な地区計画といったものに関しては、このマスタープランに沿って立てられると考えてよろしいですか。

○都市計画課長(當摩 弘君) 都市マスタープランとの整合を図りながら、個別の計画を策定していただくようになります。

以上です。

○21番(床鍋義博君) そうすると、マスタープランとそれに基づく各種施策が相反する場合に関しては、どちらがこれ優先することになりますか。

○都市計画課長(當摩 弘君) 各個別の計画につきましても、策定期が前後している場合がございます。相互に整合を図るような形で策定はしておりますが、基本的には相互に整合がとれるような形で進めていくような原則となっております。

○21番(床鍋義博君) もちろん相互に整合性を図りながらつくることは当然なんですけれども、実際問題として、そうならない場合に、どちらかが優先するかということを今お聞きしたんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 基本的には、計画論からいいますと都市マスタープランの位置づけに整合していない地区計画だとか、そういったものは生じてこないというふうに捉えております。ただ、先ほど都市計画課長から答弁ありましたように、新たな計画であるとか、その計画のほうが優先される、または変更された基本計画に基づくものであるといったようなときには、多少のそごが生じることもあり得るというふうに捉えております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 私は昨年6月の議会においても、この問題、取り上げさせていただいて、桜が丘、特に高層マンションが建っている1丁目、2丁目に関してお聞きしました。そのときの確認したマスタープランでは、この地域を良好な住宅地として維持するというものであって、その際に私は、実態は工業地域と用途地域がそのままであるから、現実と乖離しているということを指摘させていただきました。その際の御答弁では、

平成13年に策定したマスタープランが実態と合っていないということで見直すということだったと思います。それは今回の見直しになったと思うんですけども、もちろん年数がたってるからというところでもあると思うんですけども、実態と合わせるということは、現実的にはこの地域は集合住宅が多くて、東大和市内でも一番の住宅地であるという現実があります。これはもう事実ですから、そのことに関して、この事実に関しては、これらの認識でいいと思うんですけど、それ共有したいと思うんですけど、それよろしいですか。

○都市計画課長（當摩 弘君） 都市マスタープランと実態が合っていないという関係ですけれども、都市マスタープラン自体は法的な拘束力がないもので、どうしても実際の事業主等によって、例えば工業地域のように広い範囲の土地利用が図れるような場合には、都市マスタープランに描いたものと合わないようなものができてしまうことがあります。そういったものを、実際に用途地域等の変更で、例えば工業地域にマンション群ができたことを住居系のほうに用途を変えるというような場合には、不適格建築物が非常にたくさん発生してしまっていて、法的に無理な状況が生じてしまうというようなことがございます。そういったものにつきましては、そこまでの修正というものは、見直しというものは難しいと思うんですけども、都市マスタープランの機能の中で、今後おおむね20年先を見据えたものを、都市像を描けるものについては、この時点で修正していくというような考え方で進めたいと思っております。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま床鍋議員からは、全体の都市構造と地域別の方針図の違いといったようなことでの御質問だと思います。確かに現状、土地利用転換が進んでおりまして、工業地域でありますけれども、住宅が多く立地しているということは認識しております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 確かに用途地域を変えると、不適格建物ができてということはわかります。ただ、今回パチンコ店が建ったところに関しては、もう松田工業所が閉鎖されたということです。その段階で何らかのアクションをとってれば、これパチンコ店の建設はできなかつたというふうに思うんですね。これは全く地域に対して、これまで何にも方策をとってなかつた市の責任が大きいというふうに私は思っています。

重ねて申しますけども、この地域は東大和市内の中でも人口密度も非常に高いし、東大和の将来を担う子供たちもすごく多いところです。ここにはパチンコ店のほか、給食センター、廃プラ施設、またその南側には警察犬の訓練施設ができます。警察の宿舎もできます。要は人口が多いということは、市民税も多いし、そこで固定資産税も多いと思うんですよ。にもかかわらず、言い方が悪いけど、負担はあるけども、何のメリットも余りないというような状況です。ごみの有料化に関して、戸別収集に関しては集合住宅は除外されてます。そのようなことも踏まえたときに、この場所に対して市長はどういうふうに考えてるんでしょう。今後もこのまま何の方策もないまま、放っておくのでしょうか。先ほどの市長の施政方針演説のところを引用しましたが、そのところからするとすごくかけ離れてるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 都市マスタープラン、今見直しを行っている中では、どうしても政策的にきちんと位置づける必要な施設であれば、そういったものを可能にするようなビジョンを、周辺住民の方たちと一緒に共有してつくっていかなくてはいけないというふうに感じております。そういったことは説明を尽くして、実現可能なものにしていく必要があるというふうに感じているところでありまして、今後、全体構想を決めたり、地域別の懇談会等と一緒に協働して、共有しながらつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 重ねて申し上げますけれども、今後の桜が丘地域をどういうふうにしていくのかというビジョンを明確にして、市長の施政方針どおりですね、市民の皆様の声に耳を傾けて、住民の生活と安全と財産を守ってほしいというふうに要望して、質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時34分 休憩

---

午後 4時44分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 中 野 志 乃 夫 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず1番目として、「東大和市公共用地借上料算定基準」についてであります。

①として、東大和市が借り上げている公共用地はどのぐらいあるのか。用途種類別に教えていただきたいということでありまして、これに関しては資料要求もして、資料もいただいておりますので、それを今拝見してるところであります。

2番目として、監査委員より指摘を受けた「東大和市公共用地借上料算定基準」の見直しは、その後どうなっているのか。これについてお答えいただきたいと思っております。

次に、2番目、行政改革のあり方についてと。

昭和病院の分賦金の問題や加盟存続の必要性について、行革の問題として検討してきたことはあるのか、それについてお答え願いたいと思います。

3番目として、放射性物質の除染作業のその後はどうなっているのかということについてであります。

原発事故による放射性物質の除染作業は終了したのか。また、その費用は結局どこが負担することになったのか伺います。

最後に4番目、介護保険、障害者総合支援法における地域区分問題についてであります。

この問題は、過去にもさせていただきましたけれども、引き続き大変おかしな状況が続いているのであって、これを何とかしなければならぬという思いで質問させていただいております。

1番目として、介護保険上、現在暫定5%の地域区分を東大和市にとって妥当とされる10%で算定した場合、市内事業者は最新の月額で、月額でどのぐらい損失していることになるのか。

2番目として、厚労省が、これは介護保険でありますけれども、暫定5%を解除して3%にした場合、市内事業者の損失額は最新の月額でどのぐらいになるのか。

3点目として、障害者総合支援法上、現在3%の地域区分が東大和市にとって妥当とされる10%で算定した場合、やはり市内事業者は最新の月額でどのぐらい損失していることになるのかについて、具体的な数字をお願いいたします。

一応、壇上での質問は以上で、あとは自席でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、東大和市公共用地借上料算定基準についてであります。東大和市が借り上げている公共用地は国や東京都を除いた民有地分で申し上げますと、平成25年4月1日現在、89件であります。用途は、みのり福祉園や狭山公民館などの公共施設用地のほか、消防施設用地、農園用地、こども広場用地、狭山緑地用地などです。詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、東大和市公共用地借上料算定基準の見直しについてであります。現在の算定基準は平成10年4月1日に制定したもので、当該土地の固定資産税、都市計画税に対し、用途別に定めた倍率を乗じた額を算定基準としております。この際、平成10年度以前から借り上げているものについては、算定基準額が従前の額を上回るまで従前の額とする経過措置を定めております。この経過措置により生じた算定基準額との乖離については、現在是正に向けた検討を行っているところであります。

次に、昭和病院組合の分賦金や加盟存続の必要性に係る行政改革での検討についてであります。市ではより着実に行政改革を実施することを目的として、平成9年以降、中期的かつ重点的に取り組むべき行政課題を行政改革大綱及び推進計画として掲げ、改革、改善に取り組んでまいりました。こうした状況の中、第2次行政改革大綱推進計画において、一部事務組合及び外郭団体における効率的運営の要請という取り組み項目について取り上げた経緯がございます。なお、昭和病院組合につきましては、公立病院の設置並びに運営に係る広域行政の必要性を鑑み、これに加盟し、現在に至っていると認識しております。

次に、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の除染作業についてであります。国が定めた除染の実施基準は、地表から1メートルの高さで、周辺より1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所となっておりますが、このような箇所は市内では確認されておられません。しかし、市ではより実効性の高い基準とするため、地表から5センチメートルの高さで、毎時0.24マイクロシーベルトの基準を設定し、市内の小中学校などの公益施設において測定を行いました。その結果、放射線量が市の基準を超えた雨どいの下などにおいて除染作業を行い、平成23年度中に終了しております。またそれ以降、小学校や保育園等において定期的に測定を実施しておりますが、市の基準を超えていない状況であります。なお、除染作業につきましては、それぞれの施設管理を行っている部署の職員により実施しましたことから、費用は人件費として市が負担したことになります。

次に、介護保険における暫定5%の地域区分を10%で算定した場合の市内事業者の月額収入の差額についてであります。地域区分を10%として推計した場合の介護保険事業者における収入の差額は、平成25年12月分の市内事業者全体で約570万円でございます。

次に、介護保険における暫定5%を解除して3%にした場合の市内事業者の月額収入の差額についてであります。地域区分を3%として推計した場合の介護保険事業者における収入の差額は、平成25年12月分の市内事業者全体で230万円でございます。

次に、障害者総合支援法上、現在3%の地域区分を10%で算定した場合の市内事業者の月額収入の差額についてであります。地域区分を10%として推計した場合の障害福祉サービス事業者における収入の差額は、平成25年12月分の一部サービスを除く市内事業者で約140万円でございます。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

○総務部長（北田和雄君） それでは、公共用地として借り上げてる民有地の89件について、用途種類別に御説明いたします。

駐車場用地が3件です。内訳は、庁舎北側駐車場2件、狭山保育園駐車場が1件です。次が消防施設用地が26件です。内訳は、防火貯水槽22件、消防団詰所が4件です。次は防災行政無線広報等用地が3件です。それから公共施設用地が7件です。内訳は、学童保育所2件、集会所2件、みのり福祉園、保健センター、狭山公民館です。公園用地が2件です。鹿島公園と清水公園です。こども広場用地が18件です。狭山緑地用地が14件です。農園用地が8件です。内訳は、市民農園7件、学校農園1件です。あとゲートボール場用地が2件です。その他が6件ございまして、内訳はストックヤード用地、剪定枝チップ保管用地、自転車等駐車場用地、道路回転広場用地2件、学童交通擁護員詰所用地です。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

それでは、まず東大和市公共用地借上料算定基準について再質問させていただきます。

今部長からも報告をされました。民間から89件、市が借り受けて公共用地として使っているということであります。それで、ちょっとこれはすぐ出るのか、出なかったら、またで、改めてもいいんですけども、これ全体の金額というのは、年どのぐらいというのは計算されてますか。ちょっと、なければ後でも結構ですけど。

○総務管財課長（東 栄一君） 申しわけございません。現時点で把握してございません。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 済みません。ちょっと私も、事前にそれ言っとけばよかったかなと思って。ちょっと失礼いたしました。

そしたら要は2番目のですね、具体的にこの問題というのが、平成23年度の監査意見書の中で、やはり是正を求められてきた問題でありますから、当然監査委員からも、ちょっとこの高どまり状態はおかしいんじゃないかという指摘をされてるわけなので、市として、今の話ですと是正に向けた検討はしてるということでありますけども、具体的にどこまで、どう変えていこうしてるのか、教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 89件のうち、経過措置がありますので、それによって基準額を超えているものがございます。これが29件ございます。そのうち狭い土地ですね、20平米以下を除いた中で見ますと、算定基準の約2倍となっているものが1件、1.4倍が1件、それから1.3倍が1件と、そのほかは大体1.2倍の範囲内ですから、1倍ちょっととか、いろんな倍率のやつがございますが、それほど大きく離れてはおりません。ただ、今申し上げた、特に約2倍になっているもの、これについて監査委員のほうから基準との乖離があるんじゃないかという御指摘がありましたので、それを受けまして、現在の基準が平成10年の制定ですから、もう15年以上たってます。ですから時間、大分経過もたってることから、経過措置をどういうふうに扱っていくのか、それを今検討してるという状況でございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 具体的には今の話ですと、監査のほうから1件のね、約2倍の開きができたものに関しての指摘を受けたということであります。であるならば、もともとこの東大和市の算定基準が、当分の間という非常に曖昧な形で記載されてる、そこがひっかかっているんだと思うんですけども、それでそのことで

すぐにさつと是正できないというのは、やっぱり金額的にもどうなんですか、相手方に多大な負担をしてしまうとか、いろいろな配慮があつてそういうことになっているのか、実際この倍の差額というのは、どのぐらいの金額になるか、その点は教えていただけるのでしょうか。

○総務管財課長（東 栄一君） 今お話がありました、一番基準額との差額があるところにつきまして、金額で申し上げますと約270万円ほどの差がございます。

以上でございます。

○総務部長（北田和雄君） 対応で配慮してることでございますが、公共用地、借りた場合、そこで価格の交渉に入ったときに、価格、地主にとって見合わない価格であった場合、返還を求められるということも考えなければなりません。そうした場合、そこで今、公共用地ですから、公共事業を行っております。それを代替地で行えるのか、あるいはその事業自身をやめてしまうのか、そういうこともやはり考えた上での交渉ということになってきますので、その辺を今慎重に詰めてるところでございます。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） その辺の配慮は、非常に私もよくわかるんですけども、ちなみにこの1件のこの場所というのは、用途的に、例えば狭山緑地なのかとか、実際、公共用地、端的に言って施設、物が建ってる場所なのかとか、その辺は答えられますか。ちょっとその辺、教えていただければありがたいですけど。

○総務部長（北田和雄君） 駐輪場でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。確かに、駅前の駐輪場ということですね。ああ、駅前じゃないか。ごめんなさい、ちょっと1点だけ、それは駅前の駐輪場なのか、ほかの場所なのか、ちょっとその点だけ確認させてもらってもいいですか。

○総務部長（北田和雄君） 申しわけありませんでした。駅前の駐輪場でございます。

○22番（中野志乃夫君） それなら非常によく理解はできます。当然土地の価格も大分、ほかの山林と違っていろんな変動もありますし、いろいろな問題あるし、あそここの場所が、じゃどうするか、市で買うには金額が多過ぎるでしょうし、いろいろ悩むところは理解できますので、ただやはり今後のこともあるので、こういった一定の高どまり状態だというね、こういう問題が生じてしまわないような検討は、やはり既に監査から指摘されてるわけですから、すぐ結論を出すべきではないかと思うんですけども、1点だけ、さらに追加して伺いたいのは、これ他市の場合などはどういう扱いになってるのでしょうか。やはり同じような問題、こういう条例の扱いに——こういう基準をつけて同じような問題があるのかどうか、その辺はどうなんでしょう。

○総務部長（北田和雄君） 平成21年に各市を調査した市がございます。そのときの資料で見ますと、東大和のような借上料算定基準を制定してる市は12市でございます。あと財産価格審議会の評定価格を活用してるという市が5市、行政財産使用条例の準用が1市と、あと基準なしという市が7市です。まあ基準なしでも、内規的なもので基準的なもので運用してるというのがたしか5市ほどありますので、各市とも何らかの基準は持って運用してはおります。ただ先ほど申しましたとおり、行政が土地を借りる場合、そこでなければできない事業だったりというようなことがございます。その場合は、地主とのやはり経済活動になりますので、交渉によって価格が決まってくるので、相手がこちらの基準で了解をしていただけない場合は、やはりそこにどうしても必要であれば、それなりの価格を設定せざるを得ないという悩みは、各市とも抱えてるというふうには聞いております。

以上です。

○2番(中野志乃夫君) その辺、よく理解できる場所でありますので、今後も検討は進めてほしいんですけど、ちょっともう一つ、もう一点ちょっと確認だけさせていただきたいんですけども、今回、私も資料要求して借り上げの公共用地の一覧表を見てあれと思ったのが、例えば狭山公民館とか既に建物が建ってて、もう長期間使用してる場所があるわけですね。そういった場合、私はちょっとてっきり市有地かと思ってたら民有地を借りてるということでありますから、こういったところ、みのり福祉園用地もそうですね。この辺は、とりあえず長期的にという保証はされてるのか、地主の都合によっては、やっぱりすぐ返せということになる可能性があるのか、その点はどうなのでしょう。

○総務管財課長(東 栄一君) 今お話のありました狭山公民館、例えば申し上げますと、契約期間が50年となっております。そういった意味で長期的な事業について確約してるというふうに認識してるところでございます。

以上でございます。

○2番(中野志乃夫君) わかりました。これまた改めてどっかでやんなくちゃいけないかと思うんですけど、狭山公民館の50年もわかるんですけど、でもちょっとしたらもうたっちゃうんじゃないですか、狭山公民館もね。もう30周年とか、そんなんいつてんじゃないかと思うんで、今後どうするかですね、いろいろその辺の問題も含めて民有地のあり方は検討していただきたいと思います。

それでは、次の問題に移ります。

行政改革のあり方の中でお聞きするんですけども、先ほどの市長の答弁ですけれど、昭和病院のことに關しては、第2次の行政改革大綱の計画の中で検討したということなんでしょうか。ちょっともう少し詳しく教えてください。

○行政管理課長(五十嵐孝雄君) 昭和病院に關します行政改革での取り扱いの件でございますが、先ほど市長のほうから御答弁いただきました関係につきましては、平成14年度から18年度を計画期間とします第2次行政改革大綱推進計画の中で、一部事務組合及び外郭団体における効率的運営の要請という項目で取り上げまして、市が負担金を支出する立場で構成団体となっております一部事務組合に対しまして、経費の節減でございますとか、簡素で効率的な組織への転換、外部委託の推進、こういったことを図り、効率的な運営に努めてくださいということを各部署から要請をするといったことで取り上げた項目でございます。具体的には、当時、行政改革を所管しておりました企画課のほうから、一部事務組合等を所管する部署宛てに、相手方団体に働きかけ、要請を行ってくださいという通知をしてございます。その結果、さまざまな形で働きかけが行われまして、これに対する相手方団体の動き等も見られたということで、各主管課において長期的に継続して取り組むということを前提にしまして、要請するという取り組み項目につきましては、達成ということで整理をされてるところでございます。

以上です。

○2番(中野志乃夫君) 全体の流れはわかりましたけども、各部署が相手方に対してもそういった見解を出したのか、その検討をしてるけども、どうかという打診をしたみたいな話で、それで達成といっても、具体的に昭和病院の場合はどういう対応だったんでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 実際に昭和病院の關係につきましては、その第2次の行政改革のときに、どのような形で申し入れをしてきたかというものは、申しわけございませんが、今私どもすぐには手元のほうにはございませんし、そのようなことでは、ちょっと確実なところでは、お答えできるところではございませんけれど

も、ただ第2次行政改革の大綱の推進計画に基づきまして、福祉部のほうでは理事会等を通じまして、理事会、あと部長会等も通じまして、平成12年以降でございますけれども、小金井市が当時、昭和病院に関しましては脱退を申し入れたというようなことの経緯がございまして、それを受けて平成13年度から当時19億8,000万円強の総額の分賦金を、総額で17億円に引き下げたという経緯がございまして、その後、引き続きその17億円に対し、各組織市から理事会等を通じて分賦金を引き続き見直すようにというような意見を常に、そういうところで意見を申し入れて、最終的には平成17年度に各組織市の負担割合を見直して、平成22年度から27年度までの間ということで分賦金が1億円減額になり、現在の16億円になったというような経緯がございまして、

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） いろいろ資料的に、具体的にどう働きかけたか、打診したかとか、ちょっと資料がないということなので、そのころだとちょっと担当も違っちゃうからわからないのかな。

それでは、まずそうはあっても、具体的に、内容的に、だからオーケーなのか。つまりですね、例えばこの行政改革の中では歳出の削減、最新のとりあえずもらってる資料で、最新でいえば第4次行政改革大綱の中でも負担金、補助金等の見直しと。それで、その中には役割を終えた補助金については廃止し、新たな行政課題に合った補助制度への柔軟な対応を行っていくと明記されてるわけです。その点で、例えばみのり福祉園なども民営化されていくとか、いろいろ行政がやってるものでも、本当に必要性があればそうなっていくという中で、行財政改革、財政的にも深刻な状況の中で、そういった試みをいろいろやってきた中で、なぜそれがその程度の内容で終わってしまったのか。つまり行革の判断の中で、昭和病院の分賦金の問題もその程度でいいのか、また脱退等というその問題は論議されてないのか、されなかったのか、それはなぜなのかを教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 平成元年に東京都の保健福祉計画に基づきまして、一次保健医療圏域、二次保健医療圏域というような形で、私どもの東大和市の属する保健医療圏域は、多摩立川保健所のほうの圏域でというようなことで位置づけられたこととございまして、実際に保健所が明確にそちらのほうで集約されたというのは、それ以降のこととございました。

また、その当時の脱退についてというようなことにつきましては、せんだっての市長からの代表質問に対する御答弁をさせていただいた中でも、御答弁をさせていただきましたけれども、現状ではやはり昭和病院のほうでは、新中期計画に基づいて確実な運営の実施状況や、経営体制の変更によって経営の効率化というのを図るということにしておりますので、その推移を当面、見守っていくというようなことで、私どもでは考えております。現状で、そういうことでおりますので、過去につきましては脱退についてどうしたかということにつきましては、私どもは答えは持ち合わせておりません。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 今回、私も現状のというよりは、過去の経緯として、行革の問題として、ちょっとこの問題を取り上げてるんですけども、まあ部長が答えづらいのは申しわけないんですけども、本来、先ほどの話を繰り返しますけども、役割を終えた補助金については廃止するということが明記されております。つまり、その観点から伺いたいんですけども、そもそも東大和市、当時の大和村が昭和病院組合に加盟した目的は何ですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 昭和3年に、東大和市が当時の大和村だったわけでございまして、昭和病院組合を組織したというのは、感染症の対策のためというようなことでの病院を設立したというものでございまして、

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 感染症のために、昭和4年ですからもうはるか昔ですけれどもね、大和村はほかの村、町と共同で、そうした病院設置に当たったわけです。それはなぜそうせざるを得なかったかというのは、その辺は一応、業界といいますか、資料的に説明できますか。なぜそうしなくちゃいけなかったか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 当時、昭和病院につきましては、明治30年に制定されました伝染病予防法に基づきまして、伝染病院の設置義務というものが、各町や村に求められていたというようなことがございまして、それを一つの町や村ではとても担い切れないということで、それを共同処理するために、昭和病院組合を母体として伝染病を予防すると、伝染病の病院を設置するというようなことで設置されたものでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 今部長がおっしゃったとおり、まさにそのとおりですね。つまり、伝染病予防法ですね、明治30年4月にできた法律に基づいて、市町村に設置義務があったと。都道府県の指導のもと、設置しなくちゃいけないという、まさにその点があったからこそ、当時の大和村は設置、組合を組んだわけです。じゃ、その伝染病予防法は今あるんですか。どうなりましたか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 現在は法律に関しましては……。済みません、ちょっと伝染病予防法という名称じゃないかなと。ごめんなさい、それについては今答えられません。ただ、現在、昭和病院におきましては感染症病棟ということで、2類の感染症の受け入れということで6床ございます。その2類の感染症というのは、ポリオ、それからジフテリア、それから重症急性呼吸器症候群、それは例えばSARSですね、SARSコロナウイルス、それから結核、これらのものが2類感染症として昭和病院で受け入れるということになってるものでございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 今部長のおっしゃったのは感染予防法といいますかね、つまり伝染予防法にかわるものとしてできたものであって、つまり当初、目的としてされていた伝染病予防法自身は、1999年、平成11年で廃止になってるわけです。つまり、そこで何が影響するかといたら、市町村の設置義務はその時点でなくなったんじゃないですか。つまり当初の目的とする内容がなくなったわけですよ、実は。その時点で、実はやはり行革の対象とすべきではなかったんでしょうか。その点はどうでしょう。

○福祉部長(吉沢寿子君) 昭和病院につきましては、公立病院ということで、総務省のほうは公立病院への一般会計からの負担金の繰り出し基準というのを定めております。その中では、いわゆる不採算医療ということで、災害医療や小児科、産婦人科、それから地域連携、そういったものの対応を行うというようなことで、そういう目的のために公立病院があるというようなことでされておりますことから、本市といたしましては、それらの不採算医療をやはり必要とするということと、先ほど来の2類の感染症の受け入れ病床があるというようなことの必要性を鑑みまして、現在も昭和病院組合のほうの組織市として、そちらのほうに負担金を支出してるということでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) どうしても現状へ話になっていっちゃうと、またいろいろ理由がつけられているようですけども、私が言いたいのは、ここで行革の問題として取り上げてるのは、そもそもの趣旨からいって、役割を終えた補助金については見直そうということで、こういう行革の位置づけをしてる中で、実は昭和病院のことでいえば、まさに典型的な例になっちゃうんですよ。今言われてることは、最先端医療云々とか、いろ

いろいろこういうこともある、こういうこともあるといっても、本来、最初につけた、目的としての役割はもう終えて、だからこそ幾つかの自治体も抜けて現状の形になってるわけです。そのことでいえば、これはまた前の質問と同じになりますけども、結局、医療圏が違っちゃってるじゃないですか、現在のことで言えばね。つまり、私もちょっと都内の全ての公立病院とか、まあその辺を調べてみたけれども、昭和病院だけですよ、医療圏の違っている市が、自治体が加盟してるのは、この辺の矛盾はどう解消していくのかということも、これも行革の対象の中で検討すべきことじゃなかったのかなと思ってるんですけども、これは福祉部長というか、行革のほうの担当者のほうはどういう見解でしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほども市長の答弁でも、行政管理課長のほうの答弁の中でもございましたけど、過去の行政改革の中では、第2次の行政改革、年度でいいますと平成14年度から18年度の間でございしますが、そのときに昭和病院組合という、その名称ではないんですが、一部事務組合及び外郭団体における効率的運営の要請という大きなタイトル、項目の中で、いろいろな効率的な経営、運営、そういうふうなことを組合のほうで努めてもらいたいというようなことで、昭和病院組合だけに限らず、他の一部事務組合も含めまして要請をしたと。その中で、要請をということでございますので、行革の目標からしますと、要請を何かしらした場合に、結果は別としまして、達成というふうな結果になっております。

その後、中野議員おっしゃるように、第3次の行革、あるいは現在の第4次の行革にありましても、負担金、補助金等の見直しという取り組み項目の中に、昭和病院組合の場合は負担金という名称でございしますが、役割を終えた補助金については廃止というような文言がございします。このような中で、行政改革からしますと、この昭和病院の——今いろいろと中野議員のほうでおっしゃってる部分というのは、まあ行政改革のことで取り上げる部分というのもございしますし、また一部事務組合の組織市ということの立場もございします。また、現在では広域的な医療というそういう視点もいろいろございしますので、今後どのような取り上げ方というのは、現在の第4次行政改革の中では具体的には取り上げてる項目ではございませんで、そうはいっても負担金、補助金等の見直しの中では範疇に入らないということでもございませんで、今じゃどうしてるかといいますと、私どもは予算編成の中で、なるべく効率的な経営、運営に努めてもらって、現在、平成26年度の予算案にしますと昭和病院組合の負担金は1億円弱という案になってございしますが、それがたとえ1万円でも2万円でも、1,000円でも2,000円でも減っていただければ、これは予算編成上、非常に効果がございしますので、そういったことの視点で現在は負担金のほうを見てるということであります。行政改革という項目だけに限らず、予算編成、市全体の施策としても、一つ一つ課題のあるもの、重要な施策にあるものについては、常にいろんな角度から、内部の検討からしていかなければならないという考えは常に持っております。

以上でございします。

○2番（中野志乃夫君） 今の部長の話も、非常によくわかる話でもありますし、引き続き検討はしてるということは納得するところであります。

それで、ちょっと1点、今すぐお答えが出せるかがあれですけども、こうした医療圏が異なってしまう云々とか、こういったことに関して実際に東京都が、つまり二次医療圏をつくる際に、各市が現状に対してヒアリングとか、この辺はどうするかとかいうことはなかったんでしょうか。ちょっとすぐ答えられればいいです。ちょっとまた調べる必要あれば、また改めてもいいですけども、その辺ちょっとお聞きしたいんですけども。

○福祉部長（吉沢寿子君） 平成元年に東京都が保健医療計画を立案したときに、各市、区に13の都内圏域を立てたわけでございしますが、そのときに意見聴取があったかどうかというのは、申しわけございませんで、それ

はわからないという状況でございます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。

私の発想でいうと、本来だったら東京都が各自治体の意向を全く無視して、医療圏をいきなりこうやって、こうなさいとはしないと思うんです。当然事前にこういう医療圏をつくる、根幹の核となる病院はこういう病院で、そのもとで医療計画を今後つくってほしいと。実際、東京都はもう既にそういう指示を出してるわけですね。各自治体は、東京都の医療圏に基づいた、つまり地域医療計画、検討してくださいと言ってるわけですから、全く自治体の意向を無視して、そういった話はしてないだろうと思ってます。逆に言うと、そういった話の中に昭和病院の問題は普通だったら課題に上がって、じゃどうすんだと。うちの場合は、立川のほうが中心になる、いわゆる北多摩西部医療圏、じゃ北多摩北部医療圏と違っちゃうと。当然そこでどっかで論議はしたことがあるんだと思うんですけど、ちょっと再度、済みませんが、それは別に福祉部じゃなくてほかの担当でも、そういった論議は、この間されたことないんでしょうか、この医療圏の違いについて。

○福祉部長(吉沢寿子君) 平成元年当時の医療を取り巻く状況が、今とやはり異なっているというふうに考えられます。例えばそれは立川の災害医療センターのこととか、ほかのその他の病院についてもいろいろ集約されたり、建て替え等で大きくなったというように、現在と大きく異なっております。その平成元年の状況で、昭和病院の組織と保健医療圏域が違うからというようなことで、現在と大きく異なっております。その平成元年の状況で、昭和病院の組織と保健医療圏域が違うからというようなことで、現在と大きく異なっております。その平成元年の状況で、昭和病院の組織と保健医療圏域が違うからというようなことで、現在と大きく異なっております。その平成元年の状況で、昭和病院の組織と保健医療圏域が違うからというようなことで、現在と大きく異なっております。果たしてそこができたかどうかということも、今想定すれば非常に疑問、平成元年当時はそこまで言えなかった、意見も言える状況ではなかったのではないかなというふうに思います、医療を取り巻く状況を考えますと。現時点で考えますと、確かにそのような、例えば救急医療等も平成22年以降、各保健医療圏域の中で基本は救急医療をきちんと回すというような東京ルールというのができてきたり、整備されてきておりますので、現時点ではそのような形で、今後、保健医療圏域の中でやはり考えていかなければいけないということがあるかもしれませんが、平成元年当時に果たしてそこが想定できたかという、難しかったのではないかなというふうに考えられます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 今の件はちょっとね、実際その当時の方で、そういう今の発言ですと、そういう議事録がないと受けとめていいんですかね。つまり、そういう考えられるということで、ちょっと発言でしたので。

そしたら1点、ちょっとこの件はあと1点で終わりますけども、今御存じのように武蔵村山市さんは本気で脱退を考えているということでもあります。そうすると、全体の総枠で今、約16億円ですか、各自治体の分担金になってると。当然1市抜ければ、当然各市の負担額はふえると思うんですね、当たり前の話ですけど。そうすると今徐々に1億円を切り初め、次年度は切るという話も出てきてるかもしれないんですけども、今この時点で東大和市も、本当にこの形でいいのか、行革の観点から考えれば、やはり早急に検討すべき課題じゃないかと思うんですけども、その点は行革の担当者としてはどうお考えでしょうか。

○企画財政部長(並木俊則君) 行政改革の分野だけで、項目だけで考えれば、今、中野議員がおっしゃったような論法になるかもしれませんが、私のほうは財政のほうも持っておりますし、また市の施策ということの中では、現在の東大和市民が医療あるいは救急の関係も含めまして、その行革だけで判断をするということだけでは、なかなか難しい部分もあるというふうに思います。東大和市民が、昭和病院を利用されてる方もいっぱ

いいらっしゃいますので、そういったことを含めた中で、市民が多大なる影響を受けない中で、何かしらの対応策、影響がないようなことを考えた中でどうあるべきかということ、全体をもってして市の施策として考えていく、そういうような状況になってきた部分が多々あるというふうには認識してございますが、いずれにしてもこの案件につきましては、大きな影響をいろいろ考えなければいけませんので、今まで以上にいろんな角度から、先ほど申し上げましたけど、いろんな情報を集めた中で検討をしていかなければいけないという重要な施策ということの認識は持っております。

以上でございます。

---

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 5時31分 延会